

---

出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵 美 子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀 代 子 君	22番	伊 藤 一 男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	笠 松 洋 二 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	吾妻良信	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎	守
主 幹	相原	光男

議 事 日 程 (第6号)

平成20年12月12日(金曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第20号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第21号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第22号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第23号 柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第24号 柴田町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第25号 権利の放棄について
- 第 8 議案第26号 平成20年度柴田町一般会計補正予算
- 第 9 議案第27号 平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第10 議案第28号 平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第11 議案第29号 平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

- 第 1 2 議案第 3 0 号 平成 2 0 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
  - 第 1 3 議案第 3 1 号 平成 2 0 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
  - 第 1 4 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度柴田町水道事業会計補正予算
  - 第 1 5 議発第 1 号 柴田町議会会議規則の一部を改正する規則
  - 第 1 6 議発第 2 号 柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例
  - 第 1 7 請願第 1 号 西住児童館存続に関する請願
  - 第 1 8 陳情第 1 号 最低賃金の大幅な引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情
  - 陳情第 2 号 陳情
- 

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 2 0 号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 2 1 号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 2 2 号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 2 3 号 柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 2 4 号 柴田町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 2 5 号 権利の放棄について
- 追加日程第 1 議案第 2 5 号 権利の放棄について議案撤回の件
- 第 8 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 9 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 1 0 議案第 2 8 号 平成 2 0 年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第 1 1 議案第 2 9 号 平成 2 0 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 1 2 議案第 3 0 号 平成 2 0 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 1 3 議案第 3 1 号 平成 2 0 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 1 4 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 1 5 議発第 1 号 柴田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 1 6 議発第 2 号 柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 1 7 請願第 1 号 西住児童館存続に関する請願

第18 陳情第 1号 最低賃金の大幅な引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情

陳情第 2号 陳情

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において10番我妻弘国君、11番太田研光君を指名いたします。

---

### 日程第2 議案第20号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第2、議案第20号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第20号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、分娩に関して発症した脳性麻痺児及びその家族の経済的負担を速やかに補償する制度として、産科医療補償制度が平成21年1月創設される運びとなりましたが、その保険料分として3万円の自己負担金が生ずることから、現在の出産育児一時金35万円に3万円を加算する改正であります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書の83ページをお開き願います。

今回の改正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償する制度として法整備がなされ、産科医療補償制度が平成21年1月から新たに創設される運びとなっております。

この産科医療補償制度の仕組みでございますが、分娩機関と妊産婦との間において、契約に基づきまして、通常分娩にもかかわらず重度の脳性麻痺、身体障害者等級の1級、2級相当の重症者ということになりますが、そういうふうな脳性麻痺となった場合に補償金が支払われるというふうなものでございます。

分娩機関につきましては、補償金の支払いによる損害を担保するために、民間の損害保険に加入をいたします。その保険料、掛け金が、1分娩当たり3万円ということで、支払われる補償金額、これは3,000万円ということになります。

3,000万円の内容ですが、まず一時金として600万円、家族の看護とか介護費用ということで600万円が一時金として支払われます。残りの2,400万円、これは分割金ということで、120万円を20年間にわたって支給されるというふうになっております。その保険料分として3万円の自己負担が生じるということから、現在の出産育児一時金35万円に3万円を今回加算する改正ということでお願いするものでございます。

それでは、条文の説明を行います。

柴田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

太字の部分が改正となります。改正前でございますが、現行は、第5条出産育児一時金、「被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として35万円を支給する」となっております。これを、第5条出産育児一時金、「ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする」と改正するものでございます。

ここに「必要があると認めるときは」と書いてありますが、これは病院が産科医療補償制度に加入することを条件としております。

附則でございますが、第1項関係、この条例は、平成21年1月1日から施行する。

第2項ですが、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る改正後の柴田町国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号、柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第21号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第22号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第23号 柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第21号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第22号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第23号柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例、以上3カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第21号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例から議案第23号柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例までについての提案理由を申し上げます。

議案第21号の柴田町道路占用料条例の一部改正につきましては、平成20年1月18日政令第5号の道路法施行令の一部を改正する政令により道路占用料が改正され、平成20年4月1日から施行されておりますが、この改正に伴い、道路占用料の金額を改正するものでございます。

議案第22号の柴田町都市公園条例の一部を改正する条例は、今回、柴田町道路占用料条例を改正することに伴い、道路占用料の金額に準じて定めている「都市公園を占有する場合の使用料」について改正するものでございます。

また、議案第23号の柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例は、議案第22号と同様に、

柴田町道路占用料条例を準用して定めている柴田町公共物管理条例の使用料の一部について、道路占用料の金額に合わせて改正するものです。

なお、改正条例の施行期日は、3本とも平成21年4月1日からになります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。まず、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） では、柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

町長が提案理由で申し上げたとおり、道路法施行令の一部が改正され、道路占用料が改正されました。改正の背景といたしましては、全国的な土地の値段がかなり下がっているということがございまして、現行料の算定の基礎となっております土地の評価の年度なんです、平成6年度を規準として占用料金を定めておりました。それを現在の土地の評価額に合わせて今回改正を行ったということでございます。

では、85ページをお開きください。

別表第2条関係でございますが、下の表が現行で、上段が改正案となっております。別表第2条関係については、本町の道路占用料金を徴収している当該物件については、この表にございます32条第1項第1号に掲げる工作物と同条第2号の物件がほとんど町の占用料金の収入になっているということでございます。中身につきましては、一部、86ページになるんですが、管路、32条第1項第2号に掲げる物件、これの管の太さが細分化されたということでございます。

それから、88ページの方に移るんですが、ここの部分の下に書いてございます、Aに0.018を乗ずるということで書いてありますが、これの係数の見直しも図られたという内容になっております。

10号につきましては、文言の整理でございます。

附則の方の説明を申し上げます。

施行期日、1項、この条例は、21年4月1日から施行する。

経過措置につきまして、第2項なんです、未収金の取り扱い規定でございます。

3項については、延滞金の取り扱い規定ということになっております。

続いて、議案第22号柴田町都市公園条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

91ページをお開きください。

改正前は、第13条、使用料の徴収関係でございますが、使用期間による使用料の端数処理の規定、第3項です。第4項につきましては、面積または長さを単位とした端数使用料額の規定をしておりましたが、改正につきましては、別表ごとでございますので、別表ごとに規定したということでございます。

92ページでございます。

その規定につきましては、備考欄の方に、今回、1円未満の端数処理、2号につきましては、面積の端数の取り扱いの規定を掲げております。2項につきましては、道路占用料条例を準用する規定でございます。

95ページをお開きください。

第3項第1項に掲げる行為をする場合の使用料の規定の備考、1項1の2、1円未満の端数処理、第2号に1平方メートル未満の端数の取り扱いを規定したものでございます。

附則の方でございます。

施行期日、第1項ですが、21年4月1日から施行する。

2項につきましては、経過措置でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（伊藤一男君） 次に、企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 議案書99ページをお開きください。

議案第23号柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例であります。

町長が提案理由で申し上げましたように、ただいま説明がありました議案第22号と同様に、柴田町道路占用料条例を準用して定めている使用料の一部につきまして、道路占用料の金額に合わせて改正するものであります。

新旧対照表でご説明いたします。

第5条につきましては、使用料の徴収について定めておりますが、別表に定める額の使用料等を徴収することとしておりましたが、道路に係るものは道路占用料条例を準用して定めておりましたことから、別表から削除しまして、新たに第1項第1号としまして、道路に係るものは道路占用料条例第2条の規定に準用した額とするものを定めております。

第2号では、河川、水路、堤とう等に係るものについて、別表に定める額として規定したものであります。

第8条から次ページの第14条につきましては、文言の整理を行ったものです。

第5条関係の別表につきましては、第5条でご説明いたしましたように、102ページから104

ページまでの改正前の表を道路に係るものを除いて定めるものであります。

105ページをお開きください。

附則になります。

第1項は施行期日を定めたもので、この条例は平成21年4月1日から施行するものであります。

第2項では、経過措置としまして、施行日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例によることを定めたものでございます。

以上であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。

なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 大分安くなるんですけども、これで歳入はどのぐらい減るものなんですか。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 現年度と比較なんですけど、約300万円近く減収になります。約74.8%。26%強下がるということでございます。

○議長（伊藤一男君） 次に、企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 公共物管理関係につきまして件数が非常に少ないということで、19年度の実績ですと15万円程度ですので、二、三万円ぐらいは減収になるというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） これ道路とか公園とかですけども、これは地価に対して比例しているのかな。現在の土地が、どんどん、どんどん下がっていますよね。そういうことに比例してこれを考えたのかどうか。だとすると、来年度の固定資産税なんかかなり下がるといふふうに見ているんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 税務課長。

○税務課長（小林 功君） 21年度につきましては、評価替えの見直しで、今、作業をしておりますけれども、この間、県の地価表示も船岡の駅前周辺、ちょっと数字はあれですが、下落すると、2%弱ですね、下落するということが公表されております。それに基づいて今回固

定資産の方も下がるかと思えます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案名を示して行ってください。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号、柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号、柴田町都市公園条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号、柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第6 議案第24号 柴田町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第24号柴田町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第24号柴田町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、消防組織法の一部改正に伴い条ずれが生じたこと及び消防組織法第18条第1項により消防団の区域を定めることについて改正するものでございます。

詳細につきましては危機管理監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） それでは、詳細を説明いたします。

議案書の107ページをお開きください。

今回の改正は、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおり、消防組織法の改正に伴う条ずれが生じたことと、消防組織法第18条第1項の規定に基づき消防団の名称及び区域を新たに定めるものでございます。

柴田町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

第1条、趣旨でございます。消防組織法の改正に伴い条の繰り下げが生じたため、第15条第1項を第18条第1項に改定するものと、文言の整理を行うものでございます。

第2条は消防団の設置、名称及び区域を定めるものでございます。第1項は文言の整理で、改正前の「本町に柴田町消防団」を「町に消防団」と改定するものです。第2項は、改正前は消防団の設置だけを規定しておりましたが、消防組織法第18条第1項に基づき、新たに消防団の名称及び区域を明確にするもので、名称を「柴田町消防団」、区域を「町の区域」と改定するものです。

附則、108ページになります。この条例は公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号、柴田町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7 議案第25号 権利の放棄について

○議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第25号権利の放棄についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第25号権利の放棄についての提案理由を申し上げます。

昭和44年12月に柴田町観光協会が設立されてから約40年を経過し、社会経済状況の変貌とともに新たな転換が迫られております。町民と協働の観光開発を図り、地場製品の販売、加工、商店の活性化、行政主導から民間主導へ、斬新で柔軟性のある推進母体組織に変更する必要があることから、「柴田町観光協会」を解散し、「（仮称）柴田町観光物産協会」を立ち上げるものでございます。

柴田町観光協会の解散に当たり、観光事業推進貸付金の元金1,100万円の権利を放棄するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 補足説明をさせていただきます。

変遷極まりない世情の中で、今後の観光行政いかにあるべきか、行政主導から民間主導へ、観光協会臨時理事会、商工会理事会におきましても、債権の放棄が大前提であるとの結論から、今回ご提案するものであります。

109ページをお開き願います。

議案第25号権利の放棄について。

#### 記

1. 放棄する権利 観光事業推進貸付金に係る債権
2. 放棄する金額 貸付金元金 1,100万円
3. 放棄する権利の相手方 借受者 柴田町船岡中央2丁目3番45号 柴田町観光協会
4. 権利放棄の理由 借受者の解散に伴い、当該債権の回収が困難であるため、権利を放棄するものである。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） これで質問しなかったら笑われる。振興課長だって待っているんですよ、あんた。まず一つ、この1,100万円の……。

○議長（伊藤一男君） 我妻議員、「あんた」という言葉を慎んでください。

○10番（我妻弘国君） 大変申しわけありません。

昨年、決算書を見て、税務署から指摘をされて、加算税を含めて税務署に納めたという話がありましたね。その後、どういうふうにされるのかなと見ていましたら、観光物産協会を立ち上げると。それについて、こういうお金がどういうふうになるか、やっぱり議会にかけて、という話を聞いていました。

ですけれども、まず一つは、昨年の決算のときも、加算の話、もう少しやっぱりきちっとすべきではなかったか。それから、観光協会を民間委託でやるというときの町側の姿勢がきちっと決まっていなくて、委託の、例えばこういう委託をしたいというようなことでなんか先走っていろいろ話されて、まとまるものもまとめられなかった。今回、将来のためにこれを処分して、1,100万円を放棄して、そして今度民間の方に委託する。そこに至る経緯、民間委託する相手先のこと、どういう団体を考えているのか、そしてどういうものを考えてやるのか、まず概略をひとつご説明をいただきたい。そうしないと、これはそう簡単に「いいですよ」と言うわけにはいかんでしょ。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） ご答弁させていただきます。

税務署の件でございます。私の方で税務署との交渉の中で、3,000万円お借りしているわけです、役場の方から。ですから、その債務のあるところに、なぜ課税するんですかという協議だったんです。それで、今までずっと申告して課税されずに来たわけでございます。ところが、平成19年から菊の祭典をやめまして民間になった、それでさくらまつりだけですと単年度決算は黒字になってしまう、それに対して課税されたということでございます。それも、全員協議会のときもご説明申し上げましたが、私の方は、税務署と誠心誠意、申告しているわけです、協議しているわけです、それを2カ月後、呼び出しされて、「これは通らない」と。「通らないというのはなぜなんですか」ということで、その2カ月後に呼び出されて、協議して、ご報告したというのが内容でございます。ですから、今まで税務署とは紳士協定のもとにやっていたと私自身は解釈していたわけです。ところが、手のひら返したように、

税務署は、ただ取るだけということになってきたということでございます。

あと、2点目の、今まで交渉した相手は3組織と1個人であります。この中身等につきましては、今やっているさくらまつりを基本に、菊の祭典にも協力するなり、そういう通年通しての何かないのかということでも交渉していたわけでございます。それで、その相手方として最終的に、前回は一番最初、観光事業の方にもご相談させていただきましたが、この件につきましては、どうしても採算とれないのでお断り申し上げますということで参りました。あとは、2件の組織について、いろいろ協議しました。それでも、なかなか経営的なものに対しては賛同を得られませんでした。最終的に残ったのが町の商工会であります。その商工会の理事会に諮りまして、それで、町の商工業の一環としてやはり商工会も立ち上がらなければならないんじゃないかということで今進めていると、そういう状況でございます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 税務署の方のやり取りですけれども、例えば、我々考えても、あれは連結決算にもっていけなかったのかどうかです。大体今まで桜と菊の通年通しての業務に対しての決算報告をして、例えば今まで赤字だったからとられなかった、桜のとき指摘されて、そのとき3,000万円の借り入れに対しての利益ですから、そうすると連結決算すれば必ず赤字になりますね。そうすると、これ課税されなかったんじゃないかなと、こう私は思うんですけれども。紳士協定だと言ったけれども、紳士でなかったんだね、相手は。ひどい税務署ですね。そこら辺、もう少し詳しくお願いします。

それから、相手方の1個人3組織のうち、2組織1個人の方はいろいろ交渉したけれども、なかった。商工会になったんですけれども、商工会の方は理事会がオーケーだと。どういう方が、どんなふうな形でこれを引き受けると言っているのか。それから、町の方の補助額、それをどのぐらい考えているのか。どういうのに、どのぐらい、それを教えてください。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） まず1点目でございますが、私も今回ほど税務署を疑ったことはございません。本当に、私の方では何も隠さず、すべて出せという資料は出しているわけです。全部提供しているんです。それで、まだ1,500万円もこうあるんですよ、債権もあるんですよということでの主張をしたんですが、それは結局は通りませんでした。

あとは、第2点目の今後の運営関係なり補助関係でございますが、現時点で考えておりますのは、立ち上げまして1月から3月まで、桜の準備期間でございますね、これは人件費等々を

今回の補正でお願いするという考えでございます。あと、物件的なものも含めて、この補正の方でお願いし、新年度になりますと、1人の事務局長というんですか、その方の人件費、これを1年間通して、あとは物件的なものも含めて補助したいと現時点では考えております。ただし、あくまでもこれは私の方の考えで、今後詰めて、向こうで引き受けてもらうといった場合に、向こうは向こうで理事会なり今度全体総会なりあるでしょうから、若干の変動はあるということだけのご理解いただきたいと思っております。以上でございます。（「金額は全然出てない」の声あり）失礼いたしました。私の方で考えておる現在のやつですが、人件費240万円、事業費100万円、町の補助として340万円。ちなみに、平成19年度では観光協会運営補助として630万円ほど出しております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 630万円ですね。さっきの税務署とのやり取り、連結決算は認められなくて、なぜだかわからないけれども支払いしたと。なぜだかわからない、そんな理由ではちょっと通らないのではないかと、こう私は思います。こういう理由で重加算税を含めて支払っていただきますと、そういう話があったはずなんです。その理由がわからないですね。もう少し詳しくお願いします。

それから、1月から3月までのさくらまつりのときの人件費、これを240万円、事業費100万円ということなんでしょうか。そこら辺、もう少し詳しく。今回の340万円なのか、どうもわからない。新年度になったら事務長の人件費を考えると言われたようなんですけれども、それはどのくらいを考えているのか。こんなところの予算で商工会が受け入れるとは私は思えない。例えば、スロープカーの収入とか、それから駐車場の収入とか、そこら辺はどうなるのか。そして、メンテナンスなんかは、例えばスロープカーのメンテナンスは町で持つのか、保険とかね。それからいろいろなことが出てくると思うんですけれども、そこら辺の事業費のことも詳しくお願いします。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

先ほど240万円と言ったのは、新年度になってからの人件費でございます。それで、今回補正でお願いいたしますのは、補助金の「（仮称）柴田町観光物産協会」運営費補助ということで60万円、あとは観光物産協会事業費補助ということで90万円ほど計上してございます。

あとは、先ほどの税務署関係でございますが、単年度の利益に対して課税するものであり、その債務関係云々関係には通用しないという決定通知のもとに私の方では支払ったという内

容でございます。わからなくて払ったわけではございません。向こうからそういう説明のもとに支払ったわけでございます。

あとは、向こうの組織なり受け皿でございますが、それは商工会の会長さんをメインとしながらも、役員の中で受け取る方、会長なりになっていただいて受け取るということはお伺いしております。以上です。

○議長（伊藤一男君） そのほかの収入……。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 失礼いたしました。

私の方で運営経費、町では340万円でございますが、やはり売店、スロープカー、駐車協力金、この辺を事業収入として見ますと、1,220万円ぐらい見積もっております。これも含めて、そのほかに会員の収入、会費収入、40万円をプラスした金額で運営していただきたいということで交渉するという考え方でおります。以上です。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 今我妻議員が言ったように、課税されている分が私らにはきちっとわからない。仕方なくて払ったような話なので、どのくらいの利益があって、それになぜ連結できなかったのかどうか、その辺がわからないので、それが一つです。

それから、観光行政については財政再建でも論議したんですが、一番大切なのは、柴田町がどういう観光行政を見ていくんだと、そこをきちんと論議をして、その中でやってくださいという話をしているわけです。ところが、一切、我々自体も、ここにおられる議員の皆さんは大体観光協会の会員ですね、会員には結論しか出てこない。今一番大切なのは、その過程を含めて、どうしたらいいんだと。観光行政をどうしたらいいんだということが全然話がない。ただ理事会があったやに聞いて、その後の結論が出てきて、もう結論ありきですね。今柴田町のやっているやつは、政策というのが一切ないんですよ。観光行政も、それからこの間は子供のこともありました、児童館のこともありました、その一番過程も含めてどうするんだということがなくて、中間がなくて答えだけ。だから、今のところ出てきているやつは、どこで引き受けてくれるかということ。だから、その過程の中で、じゃあ今の館山のあのぼろぼろというか、ひどい、取っ払えばいいって前にも話したんですが、あれだっただうなるかわからない。それから、スロープカーにしても、本来的には1,000万円ぐらいはあるはずなんです、収入は。ところが、それが実際的に低く見積もって、合算して1,200万円みたいな話が出る。

だから、もうちょっときちっとね。観光協会の会員を入れた中で論議をして、その中でやっ

ていって、こういうふうな方向づけをとる、そして業者を選定する、そういうふうな、なぜ筋道ができなかったのか。この間の話では、職員が少なくなって、そしてさくらまつりが終わって、急遽理事会を開いて、そしてもう総会だとやってきている。かなり荒っぽい話。やっぱりそういうところ、町長自体がきちっとした中で政策としてやっていく方向というのは何にでも必要だと思うんです。それが今のところ、観光協会だけ見ても、中身がなくて、我々には結論だけしか出ていない。観光協会の総会すら、多分それで乗り切ろうとしていると思うんです。ですから、その辺についてきちっと政策としてどうするのかというやつが、論議されたのかどうかもふくめて、もうちょっと詳しくお話しいただけますか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 税金関係でございますが、さくらまつりの決算関係で19年度に842万761円の利益、平成20年度では707万4,822円という利益、これらに対しまして毎年度の損益計算に基づき課税されるということで課税されたわけでございます。

あとは、今佐藤議員さんがおっしゃいますように、まさしく観光行政そのものというのは、そういうべきだと私自身も思います。それで、私は平成19年からこの担当を請け負わせてもっております。その中で、唖然としたのが、平成19年度の理事会、出席者7名で、総会の出席者が13名、全部で108名中です。108名中13名。平成20年度は、理事会8名、総会が12名です。この中で政策論争まで持っていける状態でしょうか。唖然としたんです。まさしくこれは行政主導の何物でもない。それで、担当に聞きました、これで総会が成り立つのかと。そうしましたら、規約には出席者の過半数でもって決めるとなっている。これこそ劣後順位の最たるものじゃないでしょうか。そう考えて今回ご提案させてもらっているわけです。

○議長（伊藤一男君） 9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） なんか質問が逆質問されているような感じになりました。ただ、このことは、今までもずっとそういうふうなことだったんです。そのことについては一応、もっときちっと話すべきだということは何度も話しているんです。今この中で、そういう状態で唖然となったと。唖然となったならば、一人一人歩いてでも本当は連れてこなければならぬんです。それが担当者だと私は思っています。それがただ、今の課長の話を聞いてみると、どこかの殿様が「全然集まらないから話にならなかった」なんていう話で、担当者としてどうなっているのかというふうに私は思います。来ないやつが実際だとすれば、来るようになるためにどういうふうな努力をしてきたのか。それから、それを丸投げしているみたいな感じで、観光行政どうするんだなんていう話は、今回の場合には、まるっきり今からゼロから

出発するとなれば、ここの中で出す前に一回全部チャラにして、そして本気になって論議すべきだと思います。満足な論議もしないで結論だけ急ぐといたら、とんでもない話になりますから。その辺をもう一回、どういうふうに努力して、どういうふうに今からきちっとした形で観光行政を考えているのか、まず、みんなと相談しなくてもいいから、課長としての考え方もいいです。

それから、19年800、20年700万円あって、なぜ連結ができなかったのか、それがどこで変わったのか、税務署の考え方が、そこのところをお聞かせください。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） あくまでも観光行政関係で、資源としては館山に毎年度20万人のお客さんがみえるわけです。これをやはり、行財政改革のもとに今後職員はふえないわけです。ですから、地域にあるその地域力、人的なもの、物的なもの、それを観光行政、地場産品にどのように結びつけるか。それは商工会をメインにして、そして、必ずあの上で売店等を出しますと、おにぎりでも弁当でも完売です。それだけお客さんがおみえになるわけです。それだけの柴田町には潜在的に能力があるということです。ですから、行政オンリーではなくて、そういう人たちの力をかりて、そしてこれから地域づくりを行う、これが最大の発展だと私は思っております。

あとは、税務の申告関係でございますが、我々も税理士とかそういう専門家ではございません。ですから、事務的なもので今までやらせてもらっているという面はございます。ただ、本来であればきちっとした税理士なりをお願いして、そういうものの収支決算なり税務署関係、例えば太陽の村ですと、税理士さんをお願いしているわけでございます。ですから、今度立ち上げた場合は、これを教訓にしながらきちっとして、やはり委託費を計上して、税理士さんをお願いして、そして正しい納税に努める、これ以外にはないと思います。ですから、過去をどうするんじゃないかと、今後どう進めるべきなのか。やはり前進あるのみではないでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） まず、きちっと、連結にならなかったやつがわからない。何度も言いますが、それから、建物自体、今、為吾郎なのかな、あの辺もどうするのかわからない。それからスロープカーにしてもきちっとした精査がされていない。そしてただ、今課長が言ったように、とにかく悪いのは周りであって、地域産業振興課としては正しいことをやっているんだという話、それはわかります、聞きましたから。しかし、前の話じゃなくて、今後をど

うするんだからいいんじゃないかという話にはならないと思うんです。やはりきちんと精査した中で、我々会員なり議会にお話をして、そしてこうしたいという話ならわかります。ところが、実際的には、今の課長の話を聞くと、まさに柴田町の一番悪い部面、今までのことはいいだろうと。今度はどっかさ投げるんだから、そこで指定管理者でも何でもやってくれみたいな、そういうやつには受け取れないんですよ、我々からすれば。それでは町民の方々に対しても説明はなっていないですから。

ですから、そういうことも含めて、税のこと、それから建物のこと、あと観光協会での中の論議、観光協会の会員の論議、もうちょっと、最初からやる気あるのかないのかも含めて、お伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 税務署の関係、正しく多分理由があると思うので、ちょっと休憩させていただいて、理由、説明をさせていただきたいと。あと、全体については観光協会会長、あと私が答えたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

これから休憩いたします。11時10分に再開します。

午前10時53分 休憩

---

午前11時11分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

答弁の前に、地域産業振興課長から、発言の申し出がありましたので、これを許します。振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 先ほどは興奮の余り、大変失礼なことを答弁させていただきました。深くおわび申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 次に、町長。

○町長（滝口 茂君） 今職員も申し上げました、ちょっと質問に対して的確な回答ができていなかったということでございます。私からもおわびを申し上げたいというふうに思っております。

それで、私の方からは、観光行政、政策がないというおしかりがありましたので、少しお話をさせていただきますと、観光行政というのは大分変遷がございます。我々が観光行政という考え方をする場合、いわゆる観光地、宮城県で言うと松島とか蔵王とか栗駒、そういう景

観を見る、それとお土産品を結びつけていく、そういう時代が一つございましたし、スポット的には、私どもの町も同じなんです、NHKの大河ドラマに取り上げられますと一時期観光ブームになると、そういう繰り返しでしたように思います。

その後、見るだけではだめだということで、「るるぶ」という考え方が出てきました。「見る」「食べる」「遊ぶ」と、一時期はやったんですが、これは大分県の一村一品運動に誘発されて、そういう観光行政が変わってきたと。もう一つは、国の方では観光産業の育成ということでリゾート開発というような大きな話もやってまいりました。

ですから、観光政策、柴田町はどこに当てはまるのかなというと、地域振興、地域の資源に目を向けてやっていかなければならない。そのとき、たまたま柴田町は桜というのがございまして、景観は活用させていただいたんですが伸び悩んできた。ある程度実績はありますけれども、伸び悩んできた。そのときに、これからは地域の資源、景観だけではなくて、そこにいる人材とか、柴田町はいろいろな物産がありますので、その物産に磨きをかけて、物を売っていく一つの手法、それからそこに人がおりますので、人を育てていって、柴田町の魅力を高める。例えば観光ボランティアというような考え方もございます。そういう身の丈に合った観光政策を進めることによって、まず人に来てもらうということをやりたいなというふうに思っております。

そうした中で、これからは、景観の創造ということであれば、今、花咲山構想ということで、少しずつではありますが、お客さんが来るようになってまいりました。また、産直関係も大分出回るようになってきましたので、あの館山を利用して新たな展開ができるのではないかなというふうに思っております。そのときに、やっぱりこれからは、今までは官が主導でございましたが、官だけではちょっと難しい、産と官と民と連携する。今回は民の方に主軸を移しまして、官はそれをサポートして柴田町の観光行政を展開するというところでございます。

ただ、蔵王とか松島のような、ああいう大規模な観光というのは柴田町ではちょっと無理だというふうに思いますので、まずは景観の創造、来てもらえるような景観に磨きをかける創造、それから地域の物産、これに付加価値をつけて、交流を深めてというところから少しずつ展開をさせていただきたいなというふうに思っております。

そういう意味で、これからは商工会を通じて、地域にお金が回るような、少しでもお金が回るような、そういう行政を展開させていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 先ほどの税金の関係でございますが、詳細に聞きましたら、

平成14年度に欠損金が700万円あったそうでございます。それを順次、毎年、欠損金取り扱いということで引いてもらっていたそうでございます。それで、平成19年度からは、菊の祭典から手を引きまして、なおかつ嘱託職員、6月から3名退職させて、人件費も浮いたということで、19年度の当年度利益が583万1,080円になりました。それを平成14年からの欠損金329万9,878円を差し引きまして、253万1,202円が課税対象になったということでございます。

あとは、お借りしておりました3,000万円、これらについては税務署では出資金とみなしまして連結は認められなかったと、そういう内容でございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 地域振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） これからスロープカーなり、あと建物の取り扱い、そういうものについては、きちっと台帳なり精査しまして、それで引き継ぐものは引き継ぐ、壊すものは壊すなり、そういう方向で考えていきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。19番大沼喜昭君。

○19番（大沼喜昭君） 19番の大沼です。

中身については把握しました。ただ、議会の中での佐藤課長の答弁、これがちょっとやっぱり不得手なのかなというふうに感じるんです。町民の代弁者となっている議員に向かって、正直言って、努力したかいが、行政としての立場で努力したかいが訴えられなかった、理解を求められない。ですから、こういう議会になるんです。その中で、お二方の質問があった中で、もっとやっぱり行政側としての、課長としての、答弁の仕方というのは、私は納得いかないんです。さっき謝罪していただいたから理解しているんですけども、本当はおかしいんです。これは、行政が一生懸命になって柴田の観光事業として努力してきたんだけど、時代の変遷とともに指定管理者制度が出たり、こういう観光事業が滝口町長になったから今度は全部スリム化にして、そしてだれか民間委託にしようなんていったって、だれが受け取ってやれるか。そんな責任、だれも受け取る人いないですよ。やっぱり町を守るなら一般財源の中からやろうとする人に補てんをする。課長の言う答弁では、スロープカーから収入ある、お店を出した人たちのそういうのもある、駐車場からもある、採算はとれると、こんなにいいあんばいな話はないんですよ。だれも受け取らないということは、先が見えてやれないという、ここに町長、問題があるよ。民間を活用してやらせる。民間活用してやれるんだったら、役場の人たち要らないでしょ。そして、役場は黒字になるところじゃないんです。手いっぱい使って、長期のローンを組みながら、そして町民に幸せな状態をつくり上げるのが町長の責任でしょ。それが、民間委託、民間委託、すべてスリムにして。だったら役

所なんて要らないでしょ、民間委託だったら。だからさっきみたく、佐藤課長さんみたく、誹謗するような、町民の代表の議員を誹謗するような言葉でね。あれではおかしいんじゃないの。

ここに問題一つ、今まで観光協会の会長をやっていた副町長、ずっと充て職でやってきているんです。私はこの議会ずっと22年間、来春で終わろうとするんだけど、なんかはやり言葉によって、全国のどこかの、福島の矢祭町でやった、何やったと、私はあまりはやり言葉とかそういうものは大嫌いなんですよ。やっぱり日本国土を守る、その中の柴田町も一つの町として、みんなで努力して、いいものをつくり上げようとするのが本当のねらいではないかと思うんです。その責任では、観光協会の会長をやってきた、1,000万円でここでチャラにしてくれというお願いですから、会長さんもひとつ、普通の団体であったらば、会長とか役員、本当は背中に背負って、お荷物を、その責任を果たすのが本当の立場だと私は思うんです。でも、充て職でやってきたんだから認めてくれというなら、一生懸命やってきたんだけど、今度は流れを変えないと、新しい形にするんだからとここで謝罪を求めて、そしてお願いされれば、起立します。まあ、この辺あたりで。

○議長（伊藤一男君） 事務局長。

○事務局長（松崎 守君） 今、19番大沼議員の方から、観光協会会長としての発言という申し出があったんですが、この説明員としては観光協会の会長は説明員としては呼んでいないんです。ですから、観光協会の会長としての発言の立場はないんですが、皆さんがぜひ必要だということであれば、暫時休憩をして話を聞くというようなことであれば扱いはできると思うんですが。一回休憩して、発言する分には構わないんですよ。いいですか。

○議長（伊藤一男君） 大沼喜昭議員に対する答弁を、町長。

○町長（滝口 茂君） 確かにおっしゃるとおり、新しい流れで民間委託。民間委託がすべてうまくいくはずはないと。実態を知っていらっしゃる大沼議員のお伺いですので、やはり役場と商工会が力を合わせて、ここの観光行政をスムーズに、そして町民に喜ばれるような態勢を築いていきたいというふうに考えます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

17番杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 出された提案は、ごく簡単なんです。1,100万円の権利を放棄しますと、こういうふうになっておるわけですが、ただやっぱり中身に含まれている問題というのは非常に大きいなと私は思うんです。先ほど、何回も何回も課長をいじめるの気の毒なんで

すが、課長はやっぱりべろが走り過ぎる部分があるんですね。「策士策におぼれる」、べろの走る人はべろにおぼれる。このことは前から私感じておったんですが、そのことが一つあると思うんです。それはどういうことかという、先ほど佐藤輝雄議員が、まず政策がないと言いました。「政策がないといったって理事会にだれも集まらないよ、総会にもだれも集まらないのに、政策出てこない」、そうじゃないと思うんです。

先ほど町長は、柴田町の観光協会というのは、「樅の木は残った」というような、あれを資源にして観光事業が始まったと、こう言っています。しかし、あれだけでは、もう40年もたっているわけだから、資源がぼろぼろになってきているから、新しい資源を見つけなくちゃならない。私は前にも話をしたんですが、小野市に行ったんですけども、小野市は何もないです、自然の資源は。しかし、あそこでは人工的に観光資源をつくっているんです。先ほど町長が言ったように、観光資源というのは自然にあるものを利用するだけではなくて、自分たちで、民間の力も借りながら、つくっていくということが大事でないか。私はやっぱり村田の観光物産協会なんかもそうなんです、あそこは布袋様だとか、あるいは陶器市とか、そういうものをつくって、いろいろ客を呼ぶ事業をしていますよね。そういうことをしないで、長年「樅の木は残った」に乗かってきて、惰性で観光事業をやってきた。その延長上に今度はこの1,100万円もあるような気がするんです。

政策がない、政策がないじゃなくて理事会にだれも集まらない。だれも集まらないのは、これは政策がないから。毎回毎回行っても、ぼろぼろ、ぼろぼろ資源がこぼれ落ちていく、そんなところに行ってもつまらないからだれも来ないだけの話なんです。そういう意味では、私は、先ほど話した、やっぱり課長の答弁としては、先ほども大沼議員も話をされましたが、これは差し控えるべきだったなど、こう思います。

そういうことで、まず一つは、観光資源というものは人がつくっていくものだと。それから、そのためには政策がなくちゃならない。今回私つくづく思うのは、これは「最初に行財政改革あり」なんです。先ほど大沼議員も話をしましたが、金がないから金を節約しようということで1,100万円の権利放棄につながった、観光協会の廃止につながっていているわけですよね。私はやっぱりそのところが問題だと思うんです。先ほどちょっと佐藤輝雄議員とも話をしたんですが、これはこの問題だけではなくて……。私は、行財政改革は必要です、行財政改革は必要ですが、行財政改革の根本には政策がなくちゃならないと思うんです。例えば、高齢者のあれもそうです、羽山荘をなくしました。なくした後に高齢者政策をどうするか、その政策がなくちゃならないと思うんです。その政策がやっぱり私は欠けていると。あ

るのは、ギラギラとした行財政改革だけがある。これでは、今は観光協会の理事会が観光協会に対する関心がなくなっているけれども、このままでいったら、柴田町の政策、町政に対する関心までもなくなっていくんじゃないかと。私は、行財政改革を進めるのはいいけれども、根本の政策というものを見失ってはならない、これが大事だなと、こう思います。

そういうことからすると、私は、きょうのこの議案は1,100万円を認めるかどうかではなくて、観光協会に対する政策もそうですし、もっと広く言えば、行財政改革の根本にあるべき政策、これがどうなのかということ問われるのではないかと。そういうことから、私は、先ほど町長が資源はつくるものだということを言われましたから、やっぱりまず、これを第三者に委託する場合でも、町としてこれから観光資源をどうつくっていくか、そして観光支援をどうしていくのかというものをまずつくった上で引受人を探すべきでないかと、こんなふうに思うんです。このままではこれはなかなか、1,100万円そのものは通ると思うんですが、なかなか腹にきちんと落ちないままに議論してしまうような気がするんです。この辺の取り扱い、もう少し考えた方がいいんじゃないかと、こう思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） まさに行財政改革というのは、これまでの事業の棚卸しというんですか、もう時代に合わなくなったものをおろしまして、そして新しい政策に展開する。その新しい政策の展開がないと、行財政改革の意味が薄れてしまうというのは確かにあると思います。そういった点で、観光行政につまましてきちっとした方針を打ち出した中で第三者なりに委託していくというのに少し欠けていた面があったのかなと。ただ、私の頭の中には、先ほど申しましたように、これからの観光行政というのは、今杉本議員がおっしゃったように、新しくつくり上げ、既存のものに磨きをかけていく部分、それからつくり上げていく部分、それからみんなで知恵を持ち寄っていく部分といろいろあるのではないかなというふうに考えております。そういった意味で、新しい観光行政につまましては観光の創造という考え方で、柴田町にお客さんをお呼びする、そしてお金を落としてもらおうというふうに持っていきたいと思っております。

ただ、何もやっていないわけではなくて、少しずつ、花を植えたり景観をよくしたり、駐車料金は取るように観光ツアーをお呼びできたりというふうに、部分的な取り扱いはしているのではないかなと思いますが、体系的にまだ十分ではないと思っておりますので、今後、そういう体系的な政策展開をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） では、先ほど私も申し上げたんですが、1,100万円そのものは、議案そのものは1,100万円なんですが、その裏にあるものは、なかなかみんなが認めづらい部分があるような気がするです。それで、ちょっと議長、休憩をして、全員協議会でこの辺、議論させてもらったらいいのかなと思うんですが、この案件の取り扱いについて。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

---

午前11時59分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

町長から提出された議案第25号権利の放棄について、ただいま撤回したい旨の申し出があります。

この際、議案第25号権利の放棄について議案撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号権利の放棄について議案撤回の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第1 議案第25号 権利の放棄について議案撤回の件

○議長（伊藤一男君） これから、議案第25号権利の放棄について議案撤回の件を議題といたします。

町長から議案撤回の理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となっております議案第25号権利の放棄につきましては、撤回させていただき、観光行政、あるべき姿を議会とともに精査させていただき、改めてご提案をさせていただくようお願い申し上げます。

たびたびの撤回、大変申しわけございません。おわびいたします。

○議長（伊藤一男君） お諮りいたします。議案第25号権利の放棄について、議案の撤回について承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号権利の放棄について、議案の撤回については承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第8 議案第26号 平成20年度柴田町一般会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第8、議案第26号平成20年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第26号平成20年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入予算として計上しております、地方交付税、国・県支出金、財産収入、諸収入等の金額確定により、その増減額を補正計上するものです。

一方、歳出予算の補正は、人件費を初め事業費等の一部を補正するものです。主なものとして、民生費、土木費、災害復旧費、予備費などで、社会福祉総務費、障害者厚生援護事業費、児童措置費、道路維持費、河川管理費、農林水産施設災害復旧費などの所要額の増減を補正計上しております。

これら歳入歳出それぞれ2,983万1,000円を増額補正し、歳入歳出予算の総額は99億5,079万9,000円となりました。

また、債務負担行為の追加及び変更をあわせて行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書111ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に2,983万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億5,079万9,000円とするものです。

116ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります。議会報、しばた議会だより、印刷製本費から次ページの柴田町学校給食センター賄材料購入まで38件を追加するものです。平成21年4月1日から業務が発生することから、平成20年度において債務負担行為の議決をいただき、事前に契約準備の事務処理を行うことができるようにするものです。

118ページをお開きください。

債務負担行為の変更ですが、平成20年度農業振興資金利子補給で、昨年度に引き続き原油高騰対策として実施するために、振興資金利子補給につきまして期間を平成21年度から25年度までに、限度額を80万円から230万円に変更するものです。

121ページをお開きください。

歳入になりますが、ほとんどが交付額や補助金の決定見込みによる増減でありますので、主な項目だけを説明させていただきます。

款1、項2、目1固定資産税230万8,000円の増額は、調定額の増によるものです。

款10、項3、目1地方税等減収補てん臨時交付金271万円の増額は、道路特定財源の暫定税率執行期間中である1カ月分の補てん額で、自動車取得税交付金203万5,000円と地方道路譲与税67万5,000円分であります。

款11、項1、目1地方交付税516万3,000円の増額は、普通交付税交付額の確定によるものです。平成20年度の普通交付税額は23億3,628万8,000円となり、前年度比6,867万円減になりました。

122ページをお開きください。

上から3段目の表になります。款13、項1、目2民生費負担金は、127万5,000円の増額になりますが、心身障害児通園施設むつみ学園の平成19年度の利用実績に応じた負担額の精査によるものです。

款14、項1、目1総務使用料146万9,000円の減額は行政財産使用料で、福祉センターを使用していた社団法人宮城県看護協会が6月末をもって使用解除の申請があったために減額補正するものであります。

123ページになります。

款14、項2、目2衛生手数料255万3,000円の減額は、し尿汲取券売捌見込額が前年同期と比較しますと減額になっているために、減額するものです。

款15、項1、目1民生費国庫負担金は、557万5,000円の減額になります。児童手当給付者の決定見込みにより減額するものです。

下段の表になります。款15、項2、目1 総務費国庫補助金は、758万8,000円の増額になります。米穀のサブプライムローン問題に端を発した世界経済の成長鈍化と世界的な資源、食料価格の高騰等による日本経済の厳しい状況に対応するとして、国が安心実現のための緊急総合対策の一環として、地方自治体が単独事業として行う子育て支援や農業基盤の整備、学校施設の耐震化、情報通信基盤整備等の支援策として「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」として交付されるもので、各自治体の人口や財政力指数等に基づいて交付されます。

柴田町では、来年度の予算編成が厳しいこともあり、前倒しで事業を行うこととし、船岡西地区の排水対策に取り組むことといたしました。歳出の道路維持費に予算措置をしております。

目6 農林水産業費国庫補助金91万8,000円の増額は、美しい森林づくり基盤整備交付金で、京都議定書に基づいたCO<sub>2</sub>削減のための森林吸収量の目的を達成するために定められた法律に基づき、市町村が特定間伐等促進計画を作成することにより交付される交付金であります。歳出の林業総務費に予算措置しております。

124ページをお開きください。

上段の表になります。款16、項1、目1 民生費県負担金557万5,000円の減額は、児童手当給付者の決定見込みにより減額するものです。

125ページになります。

上段の表の下欄になります。款16、項2、目7 災害復旧費県補助金203万円の増額は、8月30日の大雨により被害があった葉坂の小沢田地区の農道の災害復旧費補助金と19年度分の災害復旧費補助金です。

一番下の表になります。款17、項2、目1 不動産売払収入は、773万1,000円の増額になります。町有地である船岡字東町の口97番地外6筆、341.41平方メートルを売却したものです。

126ページをお開きください。

上から2段目の表になります。款19、項1、目2 基金繰入金は、2,000万円の増額になります。今回の補正に対応するために、財政調整基金から繰り入れするものであります。財政調整基金の残高は6億4,334万円になります。

款21、項3、目5 観光事業推進貸付元金収入1,100万円の減額は、先ほど議案第25号を取り下げいたしましたので、2月議会で増額補正をいたします。

款21、項4、目2 過年度収入87万5,000円の増額は、平成19年度分の児童手当交付金と心身障害者児童通園施設事業負担金の確定によるものです。

目3雑入は624万3,000円の増額になります。紙資源回収売払料352万6,000円は、収入見込みの増によるものです。宮城県市町村振興協会市町村交付金200万円は、市町村宝くじの収益による交付金収入見込みの増によるもので、歳出で消防関係に予算計上しております。

ページの最後の欄になりますが、東北新幹線（仮称）村田新駅設置促進期成同盟会返戻金21万3,000円は、期成同盟会が8月4日に解散したことに伴い、負担金を清算したことによるものであります。

128ページをお開きください。

歳出になりますが、各款・項・目とも支出見込みが確定したことによる増減が主になりますので、主な項目だけご説明いたします。特に燃料費や光熱費の増額につきましては、原油価格の高騰による影響であります。

129ページになります。

一番上になります。款2、項1、目2企画管理費、節19負担金補助及び交付金100万円は、3町合併協議会への負担金で、住民アンケート調査等の経費が増になったために措置するものです。今年度の町の負担は合計で200万円となります。

目3情報政策費、節12役務費114万円の減額は、接続回線の変更により通信運搬費93万円とL G W A N装置の更新が21年度に繰り延べになったために、機器廃棄手数料21万円を減額するものです。

節13委託料の地図情報システムバージョンアップ委託料77万3,000円は、平成14年度に導入しました住宅地図システムを更新するために措置するものです。

節14使用料及び賃借料185万3,000円の減額は、それぞれ契約金額が確定したことにより減額措置するものです。

節19負担金補助及び交付金462万2,000円の減額は、市町村L G W A N保守負担金で、県内の市町村で共同調達することになり、21年度に繰り延べになったために減額措置するものです。

130ページをお開きください。

上段の表の上の欄になります。目5財政財産管理費の節11需用費149万円は、庁舎のコピー代やトイレトーパー等の消耗品費15万円と保健センターの冷房修繕と、今年度に発注しております耐震診断に係る調査箇所の修繕費として134万円を措置するものです。

節15工事請負費100万円は、新大原集会所の駐車場の車どめを設置するために措置するものです。

目10交通防犯対策費は、188万2,000円の増額になります。

節11需用費108万2,000円は防犯灯の電気料で、設置数の増等により措置するものです。

節15工事請負費80万円は、交通安全対策特別交付金の増額に伴い、カーブミラー設置や区画線等を整備するものです。

131ページになります。

上段の表の上になります。款2、項2、目1 税務総務費、節19負担金補助及び交付金5万円8,000円は、年金特徴経由関連業務のために地方税電子化協議会への負担金を措置するものです。

上段の表の一番下になります。目2賦課徴収費、節14使用料及び賃借料1万円は、税の滞納者の動産を差し押さえた物件をインターネットで公売にかけるためにシステム使用料として措置するものです。

款2、項4、目1 町議会議員一般選挙費は、107万円7,000円の減額になります。

132ページをお開きください。

節11需用費14万9,000円は、計数器の修繕料です。

節12役務費の広告料7万8,000円は、節13委託料の懸垂幕作成委託料の組み替えであります。

節14使用料及び賃借料のポスター掲示板199万3,000円は、経費を削減するために掲示板をアルミ製にするもので、節15工事請負費のポスター掲示板作製と設置工料を組み替えするものです。

133ページになります。

下の表になります。款3、項1、目1 社会福祉総務費は、860万9,000円の増額になります。節11需用費から節20扶助費までは、昨年度も実施いたしました冬期生活助成事業のために措置するものです。原油価格の高騰や景気後退により町民生活及び農林業を初めとする町の産業に深刻な影響が生じていることから、原油価格の高騰や経済の不景気による影響を最小限に抑制し、生活の安全・安心、産業の活力、地域の活性化を確保するための対策としまして、低所得者世帯の暖房燃料の家庭用灯油など冬期生活費の一部助成に係る費用等を補正するものです。低所得者世帯の家計負担軽減の一助となるように、生活保護世帯、65歳以上の高齢者のみの非課税世帯、障害者がいる方の非課税世帯、母子・父子世帯の非課税世帯、約1,565世帯を対象に、1世帯当たり5,000円を予定しております。支給につきましては、昨年と同様に柴田町商工会でやっております柴田町スタンプ会の共通商品券5,000円相当分を支給する予定であります。

また、冬期生活助成事業のほかにも、昨年と同様に中小企業への支援と農業者への支援とし

まして、融資制度と利子補給制度支援を行います。需用費5万円は、郵送する封筒・用紙代等、役務費14万円は、対象者へ直接郵送するための郵送代です。扶助費782万5,000円は、先ほど説明いたしました各該当すると思われる方の分を措置したものです。

目2、老人福祉費、節23償還金利子及び割引料19万7,000円は、高齢者保健福祉関係事業費補助金返還金と介護保険事業費補助金返還金で、平成19年度の精算によるものです。

目3 老人保健医療対策費は182万2,000円の増額で、老人保健特別会計へ医療給付費分として繰り出すものです。老人保健事業は、平成19年度で終了しておりますが、精算期間であるために、医療給付費の支払いに伴い予算措置するものであります。

134ページをお開きください。

一番上になります。目5 国民年金費は49万8,000円の増額ですが、社会保険庁からの要請で町が保有している年金履歴データを提供するために、作成業務を委託するために措置するものです。この経費につきましては、社会保険庁が全額負担することになっております。

目6 障害者更生援護事業費は、894万2,000円の増額です。

節13委託料は、226万円の減額になります。相談支援事業委託料56万7,000円の減額は、1事業所が委託事業所から撤退したために減額措置するものです。重度身体障害者ケア付住宅介助事業業務委託料19万1,000円の減額は、事業費の確定によるものです。地域活動支援センター委託料300万円の減額は、平成21年1月から指定管理となるために減額するものです。地域活動支援センター指定管理料150万円は、平成21年1月から指定管理者に委託することから、3カ月分を措置するものです。

節15工事請負費115万円は、現在工事を進めております、しらさぎ共同作業所改修・解体外構工事につきまして、既設分のエアコンを使用する計画でありましたが、使用できないことが判明しましたので、エアコン分を予算措置するものです。

節18備品購入費の地域活動支援センター備品16万3,000円は指定寄附によるもので、テーブル等の備品を購入するために措置するものです。

節19負担金補助及び交付金345万5,000円の減額は、法律の改正により平成20年度から旭園の通所の分が新型の生活介護に移行したために対象外となり、知的障害者援護施設特別処遇加算費補助を減額措置するものです。

節23償還金利子及び割引料1,354万円は、障害者自立支援給付費等負担金、補助金以下、平成19年度の精算により措置するものです。

次のページになります。

下段の表の中段の欄になります。

款3、項2、目2 児童措置費は1,672万5,000円の減額になりますが、10月までの実績と今後の見込み額を勘案し、扶助費の児童手当を減額措置するものです。

137ページをお開きください。

上段の表になります。目8 心身障害児通園事業費の節23 償還金利子及び割引料319万7,000円は、平成19年度の施設事業費負担金の精算のために償還金を措置するものです。

下段の表になります。款4、項1、目2 環境保全費8万円の減額は、町環境美化推進協議会が所期の目的を達成したとして解散したために、当初計上しておりました補助金を減額措置するものです。

138ページをお開きください。

上段の表になります。款4、項2、目2 し尿処理費は68万9,000円の増額ですが、柴田衛生センターの施設修繕が必要なために広域への負担金が増になったために措置するものです。

下段の表になります。款6、項1、目2 農業総務費、節15 工事請負費200万円の増額は、県の治山事業とあわせて進めております四日市場鬼石沢地区排水路工事が当初見込みより延長等が増になった等により工事費が増になることから措置するものです。

次のページの中段の表になります。款6、項2、目1 林業総務費は91万9,000円の増額になりますが、歳入でご説明しました国庫補助金である、美しい森林づくり基盤整備交付金を受け、民間で成田地区地獄沢の森林の間伐を行うために、交付金として措置するものです。

140ページをお開きください。

款7、項1、目2 観光整備費は、148万円の増額になります。節19 負担金補助及び交付金の（仮称）柴田町観光物産協会運営補助60万円と事業費補助90万円は、観光協会にかわって1月に設立が予定されていたために措置したものでありますが、先ほど議案第25号を取り下げましたので、観光協会が当分存続することになりましたことにより、執行することなく、2月補正で減額補正いたします。

目3 コミュニティプラザ管理費の節15 工事請負費71万円は、槻木コミュニティプラザ構内の高圧気中負荷開閉器を取りかえるために工事費を措置するものです。

次ページになります。

款8、項2、目2 道路維持費は、1,488万2,000円の増額になります。節13 委託料300万円、節15 工事請負費1,200万円は、歳入でご説明しました、国の安心実現のための緊急総合対策交付金を受け、大雨時の雨水対策として船岡西地区に排水ポンプを設置するために設計委託料

と工事費を措置するものです。

目3道路新設改良費の節15工事請負費244万7,000円は、富沢11号線道路新設改良工事を進めておりますが、仮設道路が必要になったことから措置するものです。

節17公有財産購入費294万7,000円の減額は、用地取得費の確定によるものです。補償補填及び賠償金50万円は、富沢11号線道路新設改良工事に伴い、N T T柱を移設するために措置するものです。

下段の表になります。款8、項3、目1河川管理費は、606万円の増額になります。

節13委託料150万円は、西住地区と槻木5号線の側溝の泥払いを行うために措置するものです。

節15工事請負費456万円は、成田地区の槻木五間堀修繕と中名生八幡地区の排水路修繕のために工事費を措置するものです。

142ページをお開きください。

中段の表になります。款9、項1、目1消防総務費、節11需用費277万5,000円は、歳入でご説明しました宮城県市町村振興協会市町村交付金を受け、消防団員の雨具や長靴、災害があった場合の避難所用として毛布を購入するために措置するものです。

節18備品購入費60万1,000円の減額は、避難所の投光器セットの入札結果によるものです。

144ページをお開きください。

教育費になります。

款10、項2、目1小学校費管理費ですが、節11需用費の柴田小学校の修繕料11万5,000円と東船岡小学校25万5,000円の修繕料は、暖房器具の修繕のために措置するものです。

146ページをお開きください。

下段の表になります。款10、項3、目1中学校管理費になります。節15工事請負費94万9,000円の増額は、船岡中学校のネットフェンス改修工事のための増額措置ですが、当初見込んだ設計額より鉄等の価格高騰により設計額を変更する必要があるために措置するものです。

次のページの下段の表になります。

款10、項4、目1幼稚園管理費の節18備品購入費13万1,000円は、ポータブルランプが使用できなくなったために、新たに購入するために措置するものです。

148ページをお開きください。

款10、項5、目2公民館費の節11需用費は、48万8,000円の増額になります。船迫生涯学習センターの修繕料6万4,000円と船岡公民館の修繕料6万8,000円は、消防用設備を修繕する

ために措置するものです。

次のページになります。

下段の表になります。款11、項1、目1農林水産施設災害復旧費は753万7,000円の増額になります。

節15工事請負費733万5,000円は、8月の大雨災害による葉坂小沢田地区の農道復旧工事と船迫地区等の農地ののり面等の崩落復旧工事のために措置するものです。

150ページをお開きください。

中段の表になります。款12、項1公債費、目2利子954万8,000円の減額は、償還金利子及び割引料で、当初見込んでおりました借り入れ利率より低い利率になる見込みであることから減額するものです。

款13、項1、目1予備費は799万6,000円の減額になり、補正後の額は3,854万5,000円になります。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入りますが、質疑は債務負担行為補正を含め総括と歳入を一括質疑といたします。

歳出については、款1議会費、128ページから款7商工費、140ページまで、款8土木費、140ページから款13予備費、150ページまでといたします。

なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正を含め総括と歳入の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

128ページの議会費から140ページの商工費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 国の安全安心の事業のうち、歳出で141ページの船岡西排水ポンプの設計委託料。

○議長（伊藤一男君） 140ページまで。

○10番（我妻弘国君） これは、道路橋梁は入らないんだ。すみません、間違いました。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 129ページの一番上の負担金補助のところ、合併協議会負担金100万円がありますが、先ほどの説明では、アンケート実施で増になったということだったんですが、8,000人のアンケートをとって、どのくらい費用が必要なのか、また期間はどのくらいかかるものなのか、もしわかればですが。

それから、133ページの民生費の20扶助費で、冬期生活助成、1世帯当たり5,000円で1,560世帯。昨年行ったときに、途中経過では、まだ使っていない方がいるということだったんですが、昨年度分は実際どこまで使われたのか、100%になったのかどうか。以上です。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤喜昭君） 負担金100万円の3町合併の増額でございますが、アンケート調査関係につきましては、委託料だけですね、分析等委託料だけで約250万円措置しております。そのほかに印刷代とか消耗品等がかかるということでございます。

対象者は8,000人ということで、3町合わせまして8,000人ということでございます。

11月6日に発送しまして、もう回収は11月20日で終わっているということで、前回の調査よりは回収率が2%程度上回っているということでございます。

今、委託業者に分析をお願いしてまして、今月末ぐらいまでにはある程度の結果が出るということを聞いております。

それから、2点目の冬期生活助成事業なんですけれども、議員おっしゃるように、去年は1,159世帯、支給額が579万5,000円ということで支給したわけなんですけれども、12月10日現在の使用率なんですけれども、88%ということで、まだ67万500円、未使用金額ということになっております。これにつきましては、今回新たに再度やるわけなんですけれども、その際にもまだ使っていない方は早目に使ってくださいというようなことをPRしたいと思っております。

使う期間は、去年につきましては、いつまでに使うという期間が設定されておられませんので、いつでも使えるという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 冬期生活助成の方ですが、そうすると1年たっても12%がまだだということは、使いたくても使えない方が結構いらっしゃるということなんじゃないでしょうか。生活には困っているけれども、共通商品券、自分で歩いて使えない、歩いて買いに行くことが不可能な方なのか、その辺の調査は行ったんでしょうか。12%がまだだというのは、やはり気になる数字なので。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤喜昭君） 商品券ということもありまして、お年寄りの方ですかね、そういう方が使ってないかと思うんですけども、6月と9月に広報等では、早く使って下さいということでPRはしているわけですけども、どういう方が使用していないかというのはこちらで把握できないことになっておりまして、想像なんですけれども、やはりお年寄り世帯の方々が忘れていたり、あるいは店の方に出てこれないかというのは、ちょっと実態は把握しておりません。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに。1番広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 1点、134ページの目6障害者厚生援護事業費の節19負担金補助及び交付金の知的障害者援護施設（通称）特別処遇加算費補助が減額になっていて、自立支援法関係だと思うんですが、旭園でこの345万5,000円というのはまるっきり減収になっているのか、あるいは自立支援関係で、ほかにこれに当たるような措置、補助というのが別枠で出ているのか、その辺を伺いたと思います。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

この事業につきましては、旭園さんが「ひなたぼっこ」という施設で事業を展開してございましたが、今度新たな障害者自立支援法に基づく生活介護の個別給付事業に切りかえています。ですから、扶助費の方でそっちの支援費の方で、そちらのサービスの方で扶助費で予算支出はするようになるわけなんですけど、現在予算組みされています扶助費の中で二、三億円、その範囲でこの予算はまだ確保されていますので、今回の補正にまではまだ至らないということで、そちらの旭園さんにつきましては扶助費の方で、支援費サービス事業費の方で支給を受けているというようなこととなります。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 138ページの一番下の方に工事請負費、四日市場鬼石沢地区排水路工事200万円です。これ、もう少し詳しく、どの辺の、どういう工事なのか、お聞きしますと同時に、上野山の方、県の事業なのか、国の事業になったという話も聞いていますが、その辺、両方含めて、どのようなスケジュールで工事があるのか、いつごろあそこが完了するのか、その辺、もしわかれば、お願いします。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

こちらの四日市場鬼石沢地区排水路工事でございますが、現在発注しております町の工事、

15メートルほど延長足りないものですから、今回U字溝の1,000ミリを15メートル措置するという内容でございます。

あと、上野山事業でございますが、県事業で、今年度、来年度に完成するという運びになっております。工事説明会についても、先日終了させてもらったという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

次に、140ページの土木費から150ページの予備費に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 先ほどは大変申しわけありませんでした。

141ページの節の13と14、これについて中身をお知らせください。

それから、節の17、294万7,000円、用地取得費、これ減額になっておりますけれども（「ちょっと」の声あり）141ページの目の2の節13、15についてです。それからその下の17、294万7,000円の減額になっておりますけれども、大体みんな予算立ててやったんでしょうけれども、294万7,000円減額というのは用地にするとかなりの面積じゃないかなと思うんですけども、私から言わせると、随分甘い見通しで予算を立てたんじゃないかなと思いますが、どうなのか。

あと、船岡中学校の工事請負費、これが146ページ、目の1の節の15、船岡中ネットフェンス改修工事、材料が上がって94万9,000円総額になっておりますけれども、これはいつ出されたのかなと。というのは、もう今は下がっているんですよ、かなり、材料費は。甘く見られているんじゃないかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） まず、1点目の道路維持費の委託料13と工事請負費15についての内容を説明申し上げます。

委託料につきましては、現在船岡西の方にポンプがついてございます。6インチ2本の。ただ、20ミリ程度の雨が連続して降りますと床下浸水の常襲地域ということになってございますので、全体の修正エリアを今回調査した上で、どれぐらいの雨で、どれぐらいのサイズが必要になるか再検討申し上げたいということで、設計料を今回お願いしたわけです。

15の工事請負費につきましては、今の予定なんですけど、8インチ2本ぐらい。それと、当然取水柵が必要でございますので、それを1カ所設置するという内容で考えてございます。

それから、道路新設改良費の公有財産購入費なのですが、当初の新年度の予算の段階におきましては、道路にかかわる用地取得費プラス残地分、多少残る残地があるんですが、道路を通しますとですね、その分の補償費もある程度見込みを立てながら計上していたわけですが、おかげさまで地域の皆さんのご理解をいただいた上で、ある程度の残地については農地として活用することがございまして、今回294万7,000円、これが減額になったということでございます。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 船岡中学校のネットフェンスの改修工事について答弁いたします。

この事業につきましては、9月議会で補正をいただきまして事業を起工したものでございます。10月15日に6社で入札を行いました結果、落札できなかつたものでございます。原因を調査しましたところ、設計積算、これについては4月に設計をしております。それを使っておりますので、鉄材の価格の値上がり、それから鉄鋼品の価格の改定が行われていたために材料費が不足して落札できなかつたというものでございます。

今回は、材料等の見直しを行いまして、再積算をしたもので、不足分の追加の補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 船岡西の工事なんですけれども、大体日程として、これが可決されると、次、どんなふうやって、完成はいつごろなのか、それ、お伺いします。

それから、船岡中学校のなんですけれども、これ、幾らのあれで増額になったのか。もう一度、すみません、前の金額がわかっていないので。これ、今とにかくえらく鉄鋼関係、安くなってきちゃったんです。全然10月ごろとは考えられないくらい安くなったんです。またそれをこうやって上げてやるかどうか、もう一度聞きます。

○議長（伊藤一男君） 最初、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 議決を得た後に、来年になろうかと思いますが、1月中旬に調査、設計の方は発注してまいりたいというふうに考えております。

1月発注でございますので、設計図書等の完了見込みということを考えますと、4月の方にずれ込むのかなということも考えられますので、その後に工事の方は発注ということになろうかと思いますが。当然、今からの調査、測量、設計並びに工事でございますので、繰り越し

も当然考えながらの事業ということでご理解願いたいと思います。できれば台風シーズン前ぐらいまでには工事は完了させたいというふうに考えております。

あわせて、中学校のフェンスの関係でございます。私の方で設計管理関係の事業等を行っているものですから、内容等を踏まえながら最初ご説明申し上げます。

事業的には新年度に向けての予算計上ということで、都市建設課の建築係の方で設計書をつくっております。それに基づいて予算単価等々を要求したわけですが、今回、9月補正時点において、参考になっている資料が公の物価本ということで、それらを参考にしながら単価を入れてございました。ところが、実際的に起工、入札までの期間が結構日数があったということも一つ要因とは思われるんですが、その間、議員も先ほどお話しあったとおり、途中でかなりの鋼材の値上げがございました。入札した時点では当然価格上昇に従った製品価格ということになったものですから、その価格差が不調という結果になったわけでございます。

今現在も、商品単価については当時の鋼材単価を踏まえての値段設定でございますので、今の動向から見ると、製品単価が前の、4月時点の単価に戻っているということではございませんので、まだ、ある程度高い値段で設定されているという内容でございます。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 9月の補正の予算につきましては292万円ということで上げさせていただいております。今回94万9,000円の補正で、合計386万9,000円というような事業費で考えております。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） ちょっと私は、少しずれているんじゃないかと思うんです。3割はもう恐らくないと思います。今、鉄鋼関係はがたがた安くなりまして、中間業者ですけれども、手持ちのやつ「お願いします」「買ってください」の方ですから。9月、10月あたりはみな自分でストックして、出したくない。金もうけをしたいという業者の思惑があって高くなったんです。今は違うんです、逆なんです。仕事が欲しい、材料買っても売上げが欲しい、材料を買っていただきたい、そんなような感じですよ。ここら辺、乗せられているんじゃないかなと思うんですけれども、課長、もう少し市場調査したらどうですか。

○議長（伊藤一男君） 最初、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 私の方も当然、議員おっしゃられるとおり、鋼材の取引価格は下がってございます。ただ、当時の価格がそのまま見直しされて第二次産業の方、生産する側の鋼材単価にどういうふうな影響を与えているかということ、高い値段のときにつくった製

品価格が今でも主流になっているということです。ですから、石油なんかの先物取引と同じように、当時売買契約を結んだのが一定期間は担保されるんですが、上った時点から契約して今の位置より下がったとしても、その単価というのは継続して現在の単価に置きかえられています。そのような形になっているものですから、製品については値段の下落はまだ始まっていないということでございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 144ページからの教育費の中の小学校管理費とそれから中学校管理費にわたるんですが、146ページの下から2番目、備品購入費で、指定寄附で船岡中学校にストーブが入っているんですが、各小中学校のストーブは全部使えるのかどうかと、それからきちんと寒さ対策、行き渡っているのかを確認したいと思います。一応今回も修繕費は出てはいるんですが、本当に寒いのに我慢しているところがないのかどうか、暖房について行き渡っているかどうかの確認をしたいと思います。

それから、以前から気になっていたんですが、体育館のマイクなんです。これから卒業式や入学式を控えています、厳粛な式の最中に聞こえなくなるということがあるんです。それで、今回は幼稚園の方ではマイクを購入していますが、ほかの小中学校の現状はどうなっているのでしょうか。いつも、やっぱり予算厳しいのでなかなかマイクまで回らないということだったんですが、大切なときに聞こえなかったということはあるんです。それで、どこまでチェックが行き届いているのか。本来は要求されているけれども買えていないのか、ちょっとそこを確認しておきたいなと思ったんです。以上です。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） ストーブの件なんですけれども、現在、船迫小学校のストーブを修繕を行っております。ただし、スペアのブルーヒーターなりファンヒーターがありますので、それらで対応しているような状況です。

そのほか、今回修繕費ということで2カ所計上させていただいているんですけれども、これらについてもブルーヒーターなりファンヒーターで現在は対応させていただいているという状況です。

それから、マイク関係なんですけれども、今のところ学校から調子が悪いというようなことでの要求はもらっておりません。なお、その辺も確認はこれからしてみたいと思いますけれども、現在は要求は上がってきていないというような状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） ストープの件で気になったのが、146ページの下から2番目で、指定寄附でストープが出ているので、もしかしたら足りなくて、学校でも足りない分をどなたかが見かねて寄附したのかなとちょっと心配したものですから。じゃあ、この寄附はどういう内容だったのかもお聞きします。

それから、マイクの件は、もしかしたらほかに必要な分が、優先順位がマイクが低いのかもしれないです。要は、毎日使うものでは確かにはないと思うんですけども、ただ本当に大事な式の最中にも影響を与えるような場合って、やっぱりあるんです。ですから、点検はきちんとして、卒業式や入学式には影響を与えないようにすべきだと思うんです。ぜひ点検をお願いします。

それから、先ほど聞き忘れたんですが、扶助費です。145ページの20扶助費の中の船迫小学校で給食費59万円、学用品も28万円なんですが、ほかにも東船岡小学校と船岡小学校が扶助費がふえていると。それから、船迫中学校が給食費、学用品で扶助費が出ているんですが、かなり生活が苦しくなって扶助費申請する方がふえているんだろうと思うんですが、何人ぐらいになっているんですか。それと、地域差というのはかなりあるんでしょうか。今回の場合だと槻木とかは出ていませんけれども、逆に槻木中は戻している形になっていますから、町内でも地域差というのがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 最初に、備品購入費の船岡中学校のストープ、指定寄附ということですが、これについては、当初、ふるさと納税にということで役場の方にいらっしゃったようです。それで、ふるさと納税については桜ということでしたので、学校の方で子供たちが温かい教室の中で勉強していただければというようなことで指定寄附ということでストープというような内容でございました。

それから、マイクにつきましては、入学、卒業式ありますので、十分な点検をこれからやってまいりたいと思います。ただし、今のところ要求は来ておりませんので。

それから、扶助費関係です。小学校の扶助費関係については、当初、137名の855万円ということで見込んでおりました。今回、積算しましたところ、177名で1,020万5,000円の見込みということで計算しています。今回12月補正で40人の増で215万円の増というような補正をさせていただいております。小学校で40名の増、それから中学校では6名の増で、6万円の増をお願いしているところでございます。

それから、地域差というようなことですが、人数で申し上げます。まず、船岡小学校では、

当初29名で見込んでおりましたが、49名の見込みになります。それから、槻木小学校は、当初48名の見込みでしたが、46名で、減ということでございます。それから、柴田小学校は3名で見込んでおりましたが、2名という状況です。それから、船迫小学校につきましては、当初32名の見込みでしたが、最終的に48名の見込みということです。それから、西住小学校については4名で見込んでおりましたが、2名の最終的な見込みというような状況でございます。以上です。（「中学校」の声あり）

まず、船岡中学校ですが、当初42名で、最終42名という見込みでございます。それから、槻木中学校が、当初20名の見込みでしたが、18名の見込みでございます。それから、船迫中学校については、当初21名で、最終的に29名の見込みで計算しております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） ストーブの件なんです、そうするとやっぱり足りなかった部分に指定寄附を充てたというふうに見た方がいいんですか。要は、本来必要だったけれども、指定寄附がなければ買わなかった、指定寄附があったためにストーブに充てたというふうにもとれてしまって、実際に本当に……、本来は必要だったのか、そこに予算がつけられないでいたのかというのをやっぱり知りたいですね、どうだったんでしょうか。

それから、今の扶助費なんです、そうするとやはり地域差というか、船岡地区と船迫地区はかなり人数が多い。例えば船迫小学校なんか、今大体460名ぐらいのうちの48名、かなり多いですね。中学校も人数少ない中でこれだけということは、かなりこの傾向は、もっと続きそうですか、どのように町では見えていますか。実際にこれは滞納額につながっていますか。扶助費申請の多い学校は滞納額も多いというふうになっているんでしょうか。その辺はどうなんですか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず、ストーブの件なんですけれども、今回は古いストーブについては買いかえたいと思っております。ただ、使えない状況にはなっていないということでございます。

それから、扶助費関係なんですけれども、給食費関係の、なかなか納められないような状況の家庭には扶助費というものがあるということでご紹介をして、もし保護者の方が申請していただければ、規準に沿えば扶助費の追加認定をしているという状況です。声がけをしっかりと、できるだけ大変な家庭の子供さんを給食費で苦勞させないようなことで、できるだけ声がけを図るようにしております。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって、すべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号、平成20年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

2時20分再開いたします。

午後2時06分 休 憩

---

午後2時19分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

---

#### 日程第9 議案第27号 平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第9、議案第27号平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第27号平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、療養給付費交付金及び県支出金等の確定及びレセプト点数の増による審査手数料の増額によるものでございます。

歳入につきましては、過年度分療養給付費交付金、県支出金及び繰入金の168万7,000円を増額し、補正後の予算総額は36億5,855万4,000円となりました。

歳出としまして、診療報酬審査手数料、通信運搬費、保健事業に同額の補正を計上しております。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案書の155ページをお開き願います。

補正予算の詳細についてご説明をいたします。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ168万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,855万4,000円とするものでございます。

157ページになります。

債務負担行為の補正でございますが、追加1件です。国民健康保険税電算処理業務委託料、これは国保税の管理業務全般の電算委託料、国保税の賦課・収納・未納管理、これらの委託料ということで、期間は平成21年度、限度額は873万5,000円でございます。

159ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

款4、項1、目1の療養給付費交付金86万3,000円の増額補正ですが、これは平成19年度、過年度分の療養給付費負担金の精算に伴う追加交付でございます。

款6 県支出金、項2の県補助金、目2の乳幼児医療費補助金に66万円の増でございます。これは、交付決定に伴う増額補正でございます。これは補正前の額がゼロというふうになっておりますが、これにつきましては、毎年これは助成があるわけなんです、当初、県は平成20年度から助成廃止の方向だったということでございます。まずは予算ゼロにしたということなんです、前年度も102万9,000円ほど強化補助金をいただいております。今年度は大分減額になって予算措置されたということでございます。よろしく申し上げます。

それから、款9の繰入金、項1 他会計繰入金、目1の一般会計繰入金、16万4,000円の増額補正ですが、これは通信運搬費として一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1の総務費、目1 一般管理費に16万4,000円の増。これは郵送料です。高額療養費の通知関係とか保険者証の送付、これはふえておりますので、16万4,000円措置させていただきました。

款2の保険給付費、目1の一般保険者療養給付費、これは補正ゼロで、これは財源の組み替えでございます。

目5の審査支払手数料に137万2,000円の増額補正でございます。委託料で、これは診療報酬

審査手数料に不足額が生じたということで増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、レセプトの件数、国保連の方に審査委託しているわけなんです、毎年、通常16万件ぐらい、年にです、レセプトがあります。これが、当初、レセプト一部電算化、いわゆる病院から直接国保連の方に行くというのが約3万2,500件ほど予定しておりました。ほかは紙ベースで行くわけなんです、これが電算化で行くものですから、これは手数料がかからないものだろうとこちらで勘違いしてしまいまして、その分、当初で3万2,500件ほど少なくな見積もってしまったということで、大変申しわけありませんが、これについては今回増額補正をお願いするということでございます。よろしく願いいたします。

それから、款8の保健事業でございます。目1保健事業15万1,000円の増でございますが、これにつきましては負担金補助及び交付金ということで、子宮がん検診料負担金の確定による増額補正でございます。受診者、当初予算で105人で見積もっておりました。これが137人にふえまして、15万1,000円増額させていただくということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 1点だけ。審査支払手数料の件なんですけれども、電算化分が3万2,500件。紙ベースは、どのぐらい件数あるんでしょうか。それと、電算化分と紙ベース分での審査の手数料というのが違うのかどうか。今後、傾向というのは、電算化分と紙ベース分が変わっていくのか、電算化分が多くなっていくという方向にあるのかどうか、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） まず、1点目、大体16万500件ほど年間かかってくるわけなんです、紙の方で12万8,000件ほどになります。電算化の方につきましては3万2,500件、これぐらの割合というふうになっております。単価的には1件当たり42.26円の単価になっておりますが、これは両方とも同じでございます。

それから、電算化と紙ベース、国保連の方では電算化ですとやり取りが非常に効率的だということで今進めております。大きい病院等は結構電算化を取り入れております。ただ、まだほかの小さいといいますが、そういった病院の方はなかなか電算化に進んで来ていない。結構お金もかかりますので。そういったことで、今後は電算化したレセプトの方がふえてくる

という方向になってございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 審査結果なんですけれども、どういうふうな生かされ方されているのか。審査した結果、やはり問題なのが出ていないかどうか、お願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 国保連の方ですべてのレセプトを審査して、それで間違いが見つかったということになれば、当然、過払い分、不足分、それが発生してきます。そういったことが多ければ、町の国保の方に金が返還される。少なければ、国保の方からまた支払いが発生するというふうなことでございます。適正な医療の審査というふうな形でやってございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 159ページの真ん中の段、県支出金ですが、乳幼児医療費補助金、当初県は助成廃止の予定だったということですが、66万円という少額なんです、どのような計算で66万円なのか、何%に当たるかということを知りたいんですが。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） ちょっと確認しますので、お待ちください。

○議長（伊藤一男君） はい、町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 済みませんでした。お答え申し上げます。

町の乳幼児医療費、前年度の医療費、これが基本になってきます。これが2,159万280円、これが前年度支払われた乳幼児医療費の総額、まずございます。これに調整率と保険者負担給付率、これがかかってきます。調整率、本人の一部負担3割と本人の一部負担2割と、給付率が違うわけなんです、本人一部負担が3割の場合は調整率が0.157に、それから2割負担の場合には0.1389になります。それから、保険者負担給付率、これも保険者負担8割、それから保険者負担7割、さっきの3割、2割の保険者負担の方ですが、これが約0.88、それから0.78。これらの調整率を掛け合わせます。補助対象額というのを出します。これが大分少なくて、132万753円という対象額が出ます。これの半分、2分の1ということで、県の方の運営強化補助金の内示の金額という形になってまいります。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 余りにも少額でびっくりしているんですが、県の方は廃止予定だった

のをなぜ少額出す気になったのか、何か説明はあったのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 特に町の担当課長を集めて県の方で担当課の方から説明があったということではなくて、県の方針でこういうふうになったということで来ただけでございます。多分、考えられるのは、こういう少子化対策で、家族の負担の軽減を図っていくということで残したんじゃないかなと。うちの方としては、半分でも残ってくれた方が助かったということでございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。4番森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 先ほどの診療報酬請求明細書審査委託費用なんですけれども、これは金額の審査ということなんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 診療報酬、いわゆるレセプトですね、病気で何点、何点ということなので。ただ、病氣中にもいろいろ、心臓病から盲腸から、入院とか、いろいろあるわけなんですけれども、それらが適正な診療報酬の点数、きちっとされているかどうか、それらすべてをチェックするという形になってございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） そうしますと、時々話題になる過剰診療であるとか、レセプトの中身の分析ということは一切していないということですね、単純に金額的に間違いがあるかないかということでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 単に点数が間違っているとかそういうふうなことだけではなくて、この診療、特定の診療をした場合に、これらが適正に、診療報酬規準に基づいて実施されたかどうかということもあわせて審査されます。ですから、例えば先般の専決で補正いただいた、1件当たり1,000万円の診療報酬になりますと、やはり3カ月なり5カ月の審査がかかってくると。特に大きい100万円単位とか、大きいレセプトにつきましては、県の国保連でもなかなか難しいということなので、今度は県の国保連の中央会の方、そちらに上げてやって、そちらで専門的に審査するというふうなスタイルになってございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号、平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第28号 平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第10、議案第28号平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第28号平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成20年度の老人保健への支払基金交付金、国庫支出金、県支出金等の変更によるものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金及び諸収入の増額、国庫支出金、県支出金は確定見込みによる減額、それに伴う一般会計繰入金の変更により372万6,000円を増額し、補正後の予算総額は3億3,197万8,000円となりました。

歳出につきましては、医療給付費等に同額補正を計上しております。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案書の161ページをお開き願います。

補正予算の補足説明を申し上げます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ372万6,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を3億3,197万8,000円とするものでございます。

164ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1支払基金、交付金目1の医療費交付金390万4,000円の増でございます。これは医療費分で、交付額の確定による増額補正でございます。

款2の国庫支出金、目1の医療費負担金621万8,000円の減、それから款3の県支出金、目1の県負担金155万6,000円の減、これら国県負担金につきましては、交付額の決定見込みによる減額補正でございます。

款4の繰入金、目1一般会計繰入金182万2,000円の増は、医療給付費分として町からの繰入金でございます。

次のページになります。

款6諸収入、目1預金利子、補正額17万5,000円の増で、これは定期預金利子、それから繰り越し剰余金の預金利子等の収入分でございます。

款6の諸収入、目1第三者納付金295万3,000円の増、これは交通事故等による第三者からの納付金の確定によるものでございます。これは6件でございます。

目2の返納金264万6,000円の増、これは過年度に支出した診療報酬の再審査等に伴う返還金の収入でございます。288件でございます。

次のページをお願いします。

3の歳出になります。

款1総務費、目1一般管理費5万円の増、これは委託料で、国保連に委託している第三者求償事務委託料の確定による増額補正でございます。

それから、款2の医療諸費、目1の医療給付費に437万6,000円の増でございます。これにつきましては、内容をご説明させていただきますが、高額の医療費支出のために1人で1,000万円以上の支出があったということで、今議会の第2号議案におきまして専決処分の承認をいただいたところでございます。それで、現在は精算の期間となっているということで、大体月20万円、7カ月分ぐらい、150万円ほどの給付費があればということで補正をさせていただいておりました。ところが、その後、10月の支払いが約130万円、11件分ほど出てきました。それから、11月になって15件分だったんですが、若干落ち着きまして、約15万円の支出にとどまっているというふうな状況でございます。

そういうことで、老人医療、精算期間ということで、ほとんどないんじゃないかと思っているんですが、非常に給付費の推計が難しいということなんですが、今後100万円以上の支出等が

出てくる可能性もございますので、今後の支出に備えまして、今回437万6,000円増額補正をお願いするものでございます。

それから、目2の医療支給費、これは、はり・きゅう・マッサージ関係ですが、70万円の減、決定見込みによる減額補正でございます。

目3の高額医療支給費、補正ゼロで、これは財源の組み替えでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号、平成20年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第29号 平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第11、議案第29号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第29号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入につきましては一般会計繰入金の減額補正であります。

歳出につきましては、昇給に伴う人件費の補正と汚水管理費の委託料の組み替え補正であります。

これにより、歳入歳出それぞれ、14万5,000円を減額補正し、補正後の総額を18億1,991万

4,000円とするものでございます。

また、新年度に継続して行われる下水道受益者負担金に係る業務委託の契約締結を行うために債務負担行為を追加するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、議案書の167ページになります。

議案29号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算、詳細説明を申し上げます。

まず、第1条であります。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ14万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,991万4,000円とするものであります。

第2条関係につきましては、債務負担行為の補正であります。

169ページをお願いします。

第2表であります。債務負担行為補正であります。追加1件をお願いするものであります。

下水道事業者負担金電子計算処理業務委託料、期間については21年度、単年度です。限度額57万6,000円であります。これにつきましては、新年度に継続して行います下水道受益者負担金に係る業務委託の契約締結を行うため、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

171ページをお願いします。

2の歳入であります。

款4、項1、目1他会計繰入金14万5,000円の減額であります。これにつきましては一般会計からの繰り入れの減額であります。

次のページをお願いします。

3の歳出であります。

款1、項1、目2汚水管理費28万1,000円の減額であります。節13委託料であります。まず、水質検査委託料24万8,000円、特殊人孔泥処分委託料27万円、公共下水道台帳整理委託料65万2,000円、これにつきましては、おのこの事業確定見込みによる減額であります。

その下になります。下水道管渠環境流量調査委託料211万1,000円の減額であります。これにつきましては、新年度において補助事業の長寿命化対策事業として調査できることになりましたから、今回減額補正をするものであります。

その一番下になります。下水道管路調査委託料300万円の増額補正であります。これにつ

きましては、船岡西2丁目地区において、大雨あるいは集中豪雨のたびに家庭の雑排水あるいはトイレの排水の流れが悪くなっているということで、今回調査を行うものであります。

款2、項1、目1公共下水道建設費13万6,000円の増額補正であります。これにつきましては、節2給料10万5,000円、節19負担金補助及び交付金3万1,000円、おのおの昇給に伴う人件費の補正であります。

款4、項1、目1元金につきましては、財源の組み替えを行うものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） これに直接かかわるわけではないんですけれども、先日新聞に報道されておりました県南の下水道処理事業に入札をやったら2億円増額の入札の結果になったと。あれは柴田町にかかわってくるのかどうか。そして、それは下水道の費用に影響してくるのかどうか。県では、県だったか仙台市だったか、見積もりの額まで下げさせますとか何とかと言っていましたけれども、うちら方に関係あるのかどうか、まずお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） 先日新聞で報道になりました。まさしく、県内で6カ所、たしか流域下水があるんですけれども、その中の一つとして阿武隈川流域関連下水道があるんですけれども、その管理を今……、下水道公社が管理を県の方から委託を受けています。それを今度指定管理者制度で経費節減を図ろうということで、県の説明では、大体1億円くらい下がるだろうという説明はありました。1億円くらいですね、トータルで。それが今回たしか1社しか応募なかったと思うんですけれども、逆に2億円くらい高くなったというたしか新聞報道だったと思います。それについては、いろいろ燃料費とかそういうもろもろで上がっていますという話なんですけれども、これにつきましては、最終的には指定管理者の委託といいますか金額が町の処理費、維持管理負担金としてトン当たり45円負担しております。ですから、まさしくその維持管理の負担金が最終的にはそこに影響してくるという内容になります。ですから、直接関係ないということではありません。最終的には町の処理費として維持管理負担金としてトン45円を負担するという状況になっております。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そうすると、それは受益者負担となって返ってくるということですか。

例えば下水道費、下水道を我々利用しているわけですが、その費用として各個人にそれがはね返ってくるのかどうか。例えば、私はわからないけれども、課長が例えばそういう会議に行って、課長が、それはだめだとか、もう少し下げるべきだとか、課長たちの会議で決まるのか、それとも首長たちが、うちら方はそれはのめませんよとかっていうのか、または副町長たちが集まって決めるのか、そこら辺も聞かせてください。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） 3年に1回、県の方では見直しをかけています、サイクル的に。その中で、3年の収支関係で今のところは45円になっていますけれども、まさしくその単価が例えば1円下がれば、極端なことを言いますと、うちら方の処分の分の1円分が下がるということになりますし、当然1円上れば負担が上るんですけども、それを特別会計の中で吸収できるのであれば、利用していただいている町民の方に直接の値上げとかそういうことは考えられないですけども、町の下水道事業として特別会計から、ことし、補正で6億2,500万円くらい、たしか入っております。その中で経費節減とかそういうもので何とかカバーできないかという考えでおります。ですから、直接今のところ上ったから、下がったからということはないかと思えます。

それから協議内容、それについては、5市6町の流域関連の課長会議で、その項目が県の方から提案といいますか、話があります。その中でいろいろ問題をもんで、いや指定管理者になって下がるという話があったのに逆に上ったんではおかしいんでないのということで、今そこでもんでいる状態なんですけれども、最終的には5市6町の協定を結んで、そして県の方では指定管理者がよければ県議会に、たしか2月あたりですかね、上げてという段取りになっております。ですから、今、その下の段階でいろいろ協議をしているという内容でございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号、平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第30号 平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第12、議案第30号平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第30号平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、地域支援事業の需用費、職員手当等、報償費、役務費、扶助費について、平成20年度上半期実績による歳出予算の組み替えを行うものでございます。

歳入歳出総額での増減はなく、歳出予算で科目間の補正を行っております。

詳細につきましては長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（水戸敏見君） それでは、175ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出とも総額での増減はありません。予算規模は17億8,232万6,000円のままです。歳出予算で科目間での補正を行っております。

177ページをお開きください。

平成21年度の契約にかかわる債務負担行為の補正です。

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業委託料213万5,000円、これは槻木県営住宅のシルバーハウジングと呼ぶ10戸の分です。電算システム業務委託料が26万6,000円、2件を計上しております。

歳入については補正はありません。歳出の補正について説明いたします。

180ページをお開きください。

款4 地域支援事業項1、目1、介護予防高齢者施策事業費、この中の需用費で印刷製本費から燃料費の方に3万円の組み替えを行っております。

項2 包括的支援事業費、これについては目内での組み替えです。

目1 包括的支援事業費では、報償費、需用費、役務費、これを減額して、職員手当等に必要な10万1,000円を措置しています。

目2 任意事業費、扶助費について、成年後見人制度利用支援事業から家族介護用品支給事業に10万円を補正しております。家族介護用品支給事業、これは紙おむつ等の支給事業です。当初予算で57万2,000円ありましたが、実績が伸びておまして、約2割伸ばしまして67万2,000円、月数にすると、延べ月数で80カ月から96カ月分の支給になります。

目3 で介護予防ケアマネジメント事業費、印刷製本費から燃料費に3万円の組み替え行っております。

いずれも支出見込み額による整理、組み替えになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号、平成20年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第31号 平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第13、議案第31号平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第31号平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正による通知書の発送に伴う通信運搬費及び新規被保険者の加入による保険料収入増に伴う納付金の増額となります。

歳入につきましては、保険料が特別徴収から普通徴収への変更に伴う予算の組み替え等で、335万3,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は2億6,404万3,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案書の183ページをお開き願います。

補正予算の補足説明を申し上げます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ335万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,404万3,000円とするものでございます。

186ページになります。

まず、歳入でございます。

款1の後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料3,073万4,000円の減額でございます。目2の普通徴収保険料、これが3,395万9,000円の増額ということで、トータルでは保険料322万5,000円の増額補正ということになります。

この内容でございますが、一つは、特別徴収保険料から普通徴収保険料の方に、当初特別徴収の方は9割、4,000人の被保険者の中で約9割、3,600人ほどを特別徴収で見込んでおります。普通徴収の方は1割ということで400人ほどを見込んでおったんですが、これが国の特別対策の関係で大分、1,200名ぐらい、約3割なんですが、1,200名ほど、この方々が減額になりました。保険料減額になって、そのまま特別徴収が、社会保険庁の方で特別徴収するわけなんですが、そのまますぐに変更できないシステムになっているんです。で、その分が直接の普通徴収の方に回ったということで、これが大体約3,000万円ほど、特徴の方から普通徴収の方に移ったというのがまず第1点でございます。

それから、増の要因の方なんですが、被保険者、当初見込みから31名ほど、約200万円ほど増額になってございます。それから、二つ目でございますが、予算上の関係で、保険料の算定で当初平成18年度の所得で仮算定して計算して予算を出しております。これが平成19年度になりまして所得が確定しまして、本算定いたします。これで差が約100万円ほど伸びたということで、約300万円ほど増額になったということです。

こういうことで、決定見込み、増額、減額それぞれ補正を行ったということでございます。

トータルで322万5,000円の増額という内容でございます。

次に、款3の繰入金でございます。目1の事務費繰入金12万8,000円の増、これは一般会計から事務費ということでの繰入金でございます。

次のページになります。

歳出でございますが、款1の総務費、目1の一般管理費7万3,000円の増、通信運搬費、郵送料でございます。

款1の総務費、目1の徴収費、5万5,000円の増。通信運搬費、同じく郵送料でございます。

それから、款2、目1の後期高齢者医療広域連合納付金、補正額322万5,000円の増でございますが、これは保険料の増額に伴う広域連合への保険料納付金の増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。1番広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 先ごろ、この後期高齢者医療制度の普通徴収の人にかかわって、都市部のデータですが、滞納のデータが発表されて、マスコミでも報道されています。予想どおり、普通徴収の、いわゆる天引きでない人の中で滞納が生まれているんですが、我が町の状況はどうなっているか。滞納額もさることながら、滞納している人数がどれぐらいいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 現在、11月中旬に督促状を発送した件数で、滞納者は144件でございます。

未納金が、大体102万円ほどになってございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 当然、普通徴収ですから所得の低いところで、滞納額も金額としてはそんなに大きくないんですが、問題はこの144件の方が来年の4月まで大きく改善されないとすると、国の方針では、この人たちに対して資格証明書を発行しなさいということになると思うんです。今それが最大の問題になっているところなんですが、町として、大きく改善されればいいですが、恐らく悪質な件というよりはむしろ低所得のために物理的に払う能力がないという部分から起こっている滞納ではないかなと思っているので、4月以降同じように滞納が続けば、資格証明書をどのように扱うのかということが一つです。そこでお伺いします、

どういう扱いをするのか。お願いします。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 確かに今お話し申し上げましたとおり144件の滞納関係、未納が発生しております。今から電話で勧奨したりとかそういったことで、それから現在のところはまだ実態把握まではいっておりません。今後、電話それから個別訪問、それらを踏まえて、まずは実態を把握する。要は、実情がどうなっているのか。議員さんがおっしゃるようにならざるを得ないのか、それとも制度に反対して納めないのか、それらの実態をきちんと把握したいというふうに思っております。

資格証明書、今後、1年以上滞納したらどうするかということなんですが、国の方からも指導が来ておまして、機械的に発行するんじゃなくて、納付相談をきちっとやって、きめ細かな対応をなささいよというふうな通知も来ております。やり方なんかも指導されてきておりますので、それらを踏まえて、実情に合った対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 当然国もそうは言っていると思うんですが、これは国保のデータなんです。実際、宮城県内36自治体あるうち、国保で資格証明書を発行していない自治体が10自治体あります。その中でも、仙南2市7町では6町が発行していません。さらに、仙台から南にかかると、10自治体発行してないうちの8自治体が仙南にかたまっているんです。ところが、ここに対していろいろ調べていくと、一角を崩そうという形の働きかけが始まっているというふうに思われる節があります。というのは、担当者が呼ばれた際に、発行してないのは、あなたのところだけだよというような言われ方をあちこちで言われているみたいです。当然、国保で資格証明書を発行していない自治体というのは、後期高齢者医療制度にかかわっても証明書を発行するという段に当たっては、もちろん慎重な対応、発行しないという選択肢もとるということが予想され、そしてまた国や県からの指導というようなプレッシャーがかかってくると思うんです。

恐らくは、どこか一角をねらわれて、ねらわれるという言い方はおかしいですけども、どこか一角をやはり崩さないとかだめだというふうな方針を持ってくる可能性があります。ちなみに、柴田郡でも隣の大河原や村田も発行していません。だから、柴田が発行すれば大河原や村田にも波及する可能性があるということで、ぜひ発行しないで頑張ってくださいということを国保もあわせて強く要望して、私、終わりたいと思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号、平成20年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第32号 平成20年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（伊藤一男君） 日程第14、議案第32号平成20年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第32号平成20年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、昇給に伴う人件費と臨時事務補助員賃金の費用を増額補正するものです。また、県の白幡橋補修工事と一緒に、水道添架管補修工事を行うために修繕料を減額補正し、配水及び給水費に新たに工事請負費を計上するものでございます。収益的収支において67万4,000円を増額するもので、補正後の予算総額は13億3,676万3,000円となります。

また、今年度中に契約を行い、新年度から継続して業務を行うための債務負担行為を追加するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、189ページになります。

議案第32号平成20年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細を説明申し上げます。

まず、第2条であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額であります。

収入については補正はありません。支出であります、款1水道事業費用のうち第1項営業費用の既決予定額を67万4,000円増額補正し、補正後の額を12億791万7,000円に改めようとするものであります。

第3条であります、予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を今回追加をお願いするものであります。新年度に継続して業務の委託契約を行うために、債務負担行為8件の追加であります。

まず、上からまいります。山田沢、船迫ほか配水施設装点検業務委託、これにつきましては21年度から23年度まで3年ということで、1,857万3,000円を限度額としております。これにつきましては、山田沢、船迫、ほかに雨乞、馬場、根形の3水系の計装点検業務であります。

次に、山田沢、船迫ほか配水施設機器点検業務委託、これも21年度から23年まで3カ年であり、2,457万円であり、これにつきましても、山田沢、船迫、それから馬場、雨乞、根形の3水系の機器点検業務であります。

それから、山田沢配水場集中監視業務委託、これにつきましても21年度から23年までということで3カ年で6,115万2,000円であり、これにつきましては、365日24時間体制の監視業務であります。

それから、公共上水道自動積算システムリース料その2であり、これにつきましては、21年度から25年度までということで5カ年であり、限度額が428万5,000円であり、これにつきましては、工事発注のための積算システムであります。

それから、給水台帳ファイリングシステムリース料、21年度から25年度まで5カ年、限度額472万5,000円であり、これにつきましては、個人に申請された給水、それから1平面図ですが、柴田町全家屋のファイリングのリース料であります。

それから、電気保安点検業務委託、21年度から23年まで3カ年、90万円であり、これについては法定点検であります。

それから、ここで済みません、訂正をお願いします。山田沢「浄水場」となっていますが、「配水場」、「配」る「水」ということで訂正をお願いいたします。大変申しわけありません。山田沢配水場警備業務委託、21年度から23年度3カ年で96万円であり、これについてはアラームシステムの警備であります。

それから、最後になります、上下水道料金システム（地図情報）保守業務委託ということで、21年度から22年度まで。これについては2カ年になってはいますが、本体の料金システ

ムが18年から22年度までということで、今回2カ年の債務負担をお願いするものであります。

次のページをお願いします。

第4条であります。予算第7条に定めた経費の金額、つまり議会の議決を経なければ利用することができない金額でありまして、昇給に伴う人件費の補正の必要が生じたので、今回、職員の給与費の既決予定額を14万1,000円増額補正し、補正後の額を1億1,189万8,000円に改めようとするものであります。

197ページをお願いします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書にて説明を申し上げます。

収入についての補正はありません。

支出であります。款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費であります。11万円の増額であります。これにつきましては、節1の給料、それから節4の法定福利費、10万円、1万円、これについては、おのおの昇給に伴う人件費の補正であります。

節16修繕費2,000万円を減額しまして、節20工事請負費2,000万円増額するものであります。これにつきましては、白幡橋の添架管補修工事ということで、現在県が発注しております白幡橋の橋梁補修工事といっしょに、あそこに添架管という占用物件があります、その補修を一緒に行うものであります。スチール管の400、延長にして大体168メートルあります。

その補修内容であります。管本体、カバーが今水色でちょっとさびかかっております。けれども、その取りかえ、それから架台の塗装、それから配管の支持台の取りかえ、そして架台部として、既設の塗装の落とし、それからケレン処理、さびどめ塗装、そして本塗装ということで予定をしております。

それから、目4総係費、56万4,000円あります。節3賃金53万3,000円あります。これにつきましては、12月いっぱい退職する職員がおりますので、今回臨時事務補助職員ということでお願いをするものであります。

節4法定福利費3万1,000円につきましては、昇給に伴う人件費の補正であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。

収入支出一括といたします。

質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 歳入歳出ではないんですが、河北新報12月9日に大きく「供給単価の高さ全国有数」ということで仙南仙塩広域の水道料のことも載っております。それで、今月、

2010年度料金改定の協議に入るとのことなんですが、協議に臨むに当たっての決意をここで聞いておきたいなと思ったんです。どのようなお考えで臨むのか。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） 水道事業、企業会計でやっております。その中で収益を図りながら、やっぱり水道事業といいますと安定的に、そして継続的に、安い単価で町民の方に利用していただくというのが大前提だと思います。その中で、仙南広域、償還が平成10年ころたしかピークで、当時は、17市町あるんですけれども、その中で水道の計画ということで需要量を調査した上で今の施設をつくっているんだと思うんですけれども、その償還の関係と、それからなかなか使用料といいますか、それが伸びないということもあるんでしょうけれども、そんなことがなかなか県の方の単価の下げられない原因かなと、こう思いますけれども、いずれ私たちが受水して、その分の費用を納めるわけですから、1円でも安くしてもらわなければ困ると。柴田町企業会計、3年ぶっ続けで実は赤字です。仙広水から、18年度からですか、たしか全量受水になって、そのときでたしか1,300万円赤字、19年度で6,700万円ほど赤字、19年度3,400万円くらいたしか赤字になっているんですけれども、赤字経営3カ年続いていますので、何としても黒字経営にしていきたいと、そういう思いで交渉に臨んでいきたいと、こう思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 単価なんですけれども、全国平均が90.0円、仙南仙塩が167.9円と、とても高いんです。ですから、町民の皆さんが言っているのは、とにかく水道料高くて困ることなんです。2010年度が償還ピークを迎えるということですから、ぜひ他の自治体と手を結んで県と協議に当たっていただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 2点ほどお伺いします。

まず1点ですけれども、下水道の敷設のときは町から資金を借りることができるんですね。水道はできるのかどうか。というのは、葉坂で1軒、まだ引いていないところがあるんです。2軒かな。結構長い、本管から自分のところに持ってくるのにかなりのメーター数がある。200メートルぐらいあるのかな。そうすると、かなりの金額になるなど。そこら辺はどういうふうに考えていったらいいのかなと。

それからもう一つは、農協さんに地代賃貸しておりますね、あれはどこに入っているのだから、ちょっとわかりにくいので、説明をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） まず、葉坂の取り出し関係かと思うんですけども、これにつきまして、他の市町の補助があるかどうか、ちょっと調べてみました。その中で、やっているのが仙台市だけだと思いましたが、たしか。普及率も、例えば50とか60でこれからどんどん100%を目指してということであれば、そういう制度も考えなければいけないのかなと、こう思うんですけども、今たしか99.8%の普及率になっておりますので、利子の補給ですから額的には本当に大きな額ではないかと思っています。その辺も加味して、もう少し検討させていただきたいと、こう思います。まさしく去年の新年度予算のときに、たしか我妻議員さんの方からも質問があったかと記憶しております。もう少し調べさせていただきたいと思います。

それから、農協さんの借地代なんですけれども、これについては当初予算で計上済みで……、ちょっと済みません。公益的収入の中に雑収益ということで、今年度401万3,000円ほど予算計上しております、その中で農協さんの土地、4,207平米ほどということで385万2,800円ほど、たしか毎年何十万だかずつ、坪300円目標にということでたしかあったかと思うんですけども、当初予算で毎年、毎年、たしか5カ年で最終的にそのランクまで持っていくということになっていましたので、当初予算でたしか計上しております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 先ほどの金利の支援、補助は金利だけだという話なんですけれども、私、よくひな壇の皆さんの方の課長さんたちの話を聞くと、隣の町を見ましたらとか、2市7町を見ましたらとか、普通、比較するんですね。私、余りいい考えではないと思うのね。やっぱり柴田町がモデルになるのであれば柴田町が率先していろいろな事業を展開していくとか、そういう考えがあってもいいと思うんです。何か逃げ腰になって、財政が、財布が悪いだの、ぐあい悪いからだのなんなのって理由つけて、他市町……と、こう逃げ腰にならないで、ひとつ検討していただきたいなど、こんなふうに思います。以上です。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号、平成20年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議発第1号 柴田町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（伊藤一男君） 日程第15、議発第1号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番佐藤輝雄君、登壇を許します。

〔9番 佐藤輝雄君 登壇〕

○9番（佐藤輝雄君） 9番佐藤輝雄であります。

ただいま議題となっております議発第1号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年6月に地方自治法が改正され、全員協議会等の活動が正規の議会活動として明確に位置づけられたことから、本町議会における全員協議会を公務として位置づけるため会議規則の一部を改正するものであります。

改正内容としては、「第15章議員の派遣」の前に、新たに「第15章全員協議会」を置き、新たに第118条として「全員協議会」の条文を設けるものであります。

第1項には「法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける」とし、地方自治法に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」を本町の場合は「全員協議会」と規定するものであります。

また、本町議会の全員協議会では第1項には該当しない案件も協議していることから、第2項に「前項に定めるもののほか、議長が必要と認めたときは、全員協議会を設けることができる」と規定し、実態に合ったものとしております。

第3項には構成員及び招集権者の規定を設け、「全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する」とし、第4項には、委任規定として、「全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める」と定めるものであります。

また、当該規定が新設されるため、議員の派遣の規定は「第16章」、「第119条」となり、補則の規定は「第17章」、「第120条」と改めるものであります。

さらに、議員派遣に関する地方自治法の規定が項ずれしたことから、本条例の該当条文も改正するものであります。

同僚議員のご賛同をお願いするものであります。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号、柴田町議会会議規則の一部を改正する規則の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議発第2号 柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第16、議発第2号柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。15番加藤克明君、登壇を許します。

〔15番 加藤克明君 登壇〕

○15番（加藤克明君） 15番加藤克明であります。

ただいま議題となっております議発第2号柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、平成20年第1回定例会時に議決した「柴田町議会議員の定数に関する条例」に基づき、次の一般選挙からの議員の定数が18人となることに伴い、常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数を見直すことなどを行うものであります。

改正内容としては、第3条の3第2項に規定する議会運営委員会の委員の定数を現行の「8人」から「6人」とし、第2条関係別表において、総務常任委員会が「8人」、文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会が「7人」となっている現行の定数を、それぞれ「6人」と改正するとともに、同表の所管事項において文言の整理を行うものであります。

同僚議員のご賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議発第2号、柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第17 請願第1号 西住児童館存続に関する請願

○議長（伊藤一男君） 日程第17、請願第1号西住児童館存続に関する請願を議題といたします。

本案について、その取り扱いを議会運営委員会において協議した結果、所管の委員会に付託するべきとの意見が一致いたしました。

お諮りいたします。請願第1号を文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

---

#### 日程第18 陳情第1号 最低賃金の大幅な引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情

##### 陳情第2号 陳情

○議長（伊藤一男君） 日程第18、陳情に入ります。

今期定例会において本日までには受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。議会運営基準により、報告のみの取り扱いといたします。

なお、要望書等についても、お手元に配付したとおりであります。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許し

ます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、平成20年柴田町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつをさせていただきます。

今回、定例会に付議いたしました議案は、専決処分3件、仙南地域広域行政事務組合規約の変更1件、条例案件16件、補正予算7件、計27件を可決いただきましたこと、御礼と感謝を申し上げます。

また、今回、撤回議案が5件ありましたが、執行部の説明不足があったことを反省するとともに、議員各位の慎重なるご審議の結果であると厳粛に受けとめております。この件については改めて提案をさせていただきたいというふうに思っております。

今議会は平成20年最後の議会となりますが、年が明けますとすぐに2月定例会に向けた新年度予算の編成と補正予算の編成に取り組まなければならなくなります。国の予算編成の動向を注視し、的確な対応を行い、町民の負託にこたえてまいりたいと考えております。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位にはどうか健康には十分留意されまして、ご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えになられることをご祈念申し上げ、定例会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤一男君） 以上をもって平成20年柴田町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時42分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年12月12日

議 長

署名議員 番

署名議員 番